

第4期 廿日市地域福祉計画

廿日市重層的支援体制整備事業実施計画

第2期廿日市成年後見制度利用促進計画

第2期廿日市再犯防止推進計画

廿日市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」(第3次)

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

誰もがつながり合い
一人ひとりが幸せを感じながら暮らせる
多様な選択ができるまち



令和8(2026)年3月

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

はじめに

本市には、地域で支え合う温かなつながりや様々な活動に取り組む市民の皆様があります。日頃から地域の中で見守りや助け合いの活動が行われていることは、安心して暮らせるまちを支える、本市の大きな強みです。

一方で、少子高齢化の急速な進展や家族形態の変化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、誰もが孤立することなく、互いに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、私たちは新たな課題にも積極的に挑戦していく必要があります。



このたび策定いたしました第4期地域福祉計画は、市民、地域団体、福祉関係者、民間事業者、行政など、多様な主体が連携しながら地域福祉を進めていくための指針となるものです。

これからも、市民の皆様とともに知恵と力を合わせ、人と人とのつながりを大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会の委員の皆様をはじめ、ご意見やご協力をいただきました多くの皆様から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

廿日市市長 松本太郎

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】 計画策定の目的	1
【2】 地域福祉を取り巻く社会情勢	2
【3】 地域福祉の考え方	4
【4】 計画の概要	6
【5】 計画の策定体制	9
第2章 第3期地域福祉計画の振り返りと廿日市市の現状	11
【1】 【基本目標1】多様性を受け入れる「ふくし文化」の創出	11
【2】 【基本目標2】つながりの礎となる日々の暮らしの再考	12
【3】 【基本目標3】暮らしを守る安心・安全のセーフティネット構築	13
【4】 【基本目標4】多様な選択肢を生み出す新しい支え合いの成熟	15
【5】 振り返りから見えてきた課題	16
第3章 基本理念・基本目標	17
【1】 基本理念	17
【2】 施策体系図	18
第4章 地域福祉施策の展開	20
【第4章 地域福祉施策の展開の読み方】	20
【基本目標1】つながりと支え合いの意識づくり	22
【基本目標2】つながりと支え合いを育む仕組みづくり	25
【基本目標3】多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり	29
【基本目標4】安全で安心して暮らせるまちづくり	33
第5章 包括的な支援体制の整備（廿日市市重層的支援体制整備事業実施計画）	36
【1】 重層的支援体制整備の基本的な考え方	36
【2】 取組の方向性	36
【3】 取組の評価	45
第6章 成年後見制度利用促進（第2期廿日市市成年後見制度利用促進計画）	46
【1】 成年後見制度利用促進の基本的な考え方	46
【2】 本市の状況	46
【3】 前期計画の振り返り	48
【4】 取組の方向性	48
【5】 取組の評価	49

第7章 再犯防止・更生支援（第2期廿日市市再犯防止推進計画）	50
【1】 再犯防止・更生支援の基本的な考え方	50
【2】 本市の状況	51
【3】 前期計画の振り返り	52
【4】 取組の方向性	52
【5】 取組の評価	53
第8章 自殺対策（廿日市市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」（第3次））	54
【1】 自殺対策の基本的な考え方	54
【2】 本市の状況	55
【3】 廿日市市自殺対策計画（第2次）の振り返り	58
【4】 取組の方向性	67
【5】 取組の評価	75
第9章 計画の推進	76
【1】 推進体制	76
【2】 計画の進行管理	77
資料編	78
【1】 用語集 *	78
【2】 計画策定過程	80
【3】 グループインタビュー結果	82
【4】 各協議体等の結果報告	84
【5】 パブリックコメントの概要	90
【6】 保健福祉審議会 地域共生専門部会	91
【7】 令和6年度まちづくり市民アンケートの調査結果	93

※ 本文中の「*」印が付いている用語については、資料編【1】用語集に説明があります。

第1章 計画の策定にあたって

【1】 計画策定の目的

地域福祉計画は、本市における高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者などさまざまな分野の計画や施策の基本的な「指針」としての役割を持ちます。

保健、福祉分野におけるサービス等が分野横断的に連携して提供できるとともに、地域における社会資源（ヒト、モノ、コト）がつながり合い、支え合うことで、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健、福祉以外のまちづくり関連分野とも連携して、総合的に地域福祉を推進するための方向性を示すものです。

本市では令和3（2021）年6月に「第3期廿日市市地域福祉計画」を策定し「誰もが つながり合い 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、一人暮らし高齢者の増加、価値観やライフスタイルの多様化、住民同士のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。あわせて、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化するとともに、既存の支援制度の枠組みに当てはまらず、十分な支援が行き届かない問題などが浮き彫りとなっています。

さらに、従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「支え手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。行政による福祉サービスと、地域住民などによるつながりや支え合いを生かした福祉を一体的に進めていくことが、今後より一層、必要になってきます。

このような状況の中、これまでの取組を引継ぎつつ、国の動向やこれまでの取組の評価、地域福祉活動団体へのヒアリング調査等を踏まえ「地域共生社会」の実現に向け「第4期廿日市市地域福祉計画」を策定します。

「地域共生社会」とは

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築するとともに、地域住民や地域の多様な主体が「受け手」「支え手」といった関係を固定化させることなく、すべての人々がつながり、我が事として支え合いを推進する機運を醸成する社会です。

【2】 地域福祉を取り巻く社会情勢

地域福祉計画の策定の背景として、注視すべき社会情勢を整理します。

1 人口減少社会の進行と人口構造の変化

人口減少や少子高齢化の進行により、人口構造は大きく変化しています。生産年齢人口の減少は、地域経済や担い手不足に影響を及ぼし、地域活動や福祉サービスの維持が困難になることが懸念されます。

人口減少や少子高齢化は、今後も継続していくことが予測され、こうした状況を的確に捉えて、地域福祉を推進していくことが一層重要となっています。

2 孤独・孤立の問題の深刻化

核家族化の進行、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、孤独・孤立に陥りやすい社会環境に変化しています。

地域とのつながりが希薄化することで、生活上の困りごとや心身の不調などが表面化しにくく、支援につながらないまま、問題が深刻化するケースも見受けられ、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

3 地域住民が抱える課題の複雑化、複合化

近年、ひきこもり、[8050問題*](#)、[ダブルケア*](#)、老老介護、ヤング[ケアラー*](#)など個人や世帯が抱える課題は複雑化、複合化しています。これらの課題は、家庭・職場・地域等とのつながりの希薄化などが要因となっています。

今後は、こうした複雑化、複合化した課題に対応するために、分野横断的な支援につなげるための包括的な支援体制の整備が求められています。

4 多様な主体との協働による地域福祉活動の広がり

地域課題が複雑化、多様化する中で、行政だけでなく、民間事業者、ボランティアなど、多様な主体による地域福祉活動が広がっています。それぞれの強みを生かし、相互に連携・協働することで、きめ細かな支援や新たな取組の創出が期待されています。

5 頻発・激甚化する自然災害への備え

近年、気候変動の影響により、全国的に自然災害が頻発し、激甚化しています。本市においても、市域の約8割が林野で占められており、台風等による集中豪雨等により、土砂災害が発生しやすい地理的特徴を有しています。過去にも、台風や地震等により、甚大な被害を受けています。

こうした状況を踏まえ、いつ起きてもおかしくない災害へ対応できるように平時から、隣近所や地域とのつながりを生かした取組や災害時の[避難行動要支援者*](#)の避難支援体制の整備が求められています。

6 [DX（デジタルトランスフォーメーション）*](#)の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組により、デジタル技術は社会全体の基盤として急速に普及しています。

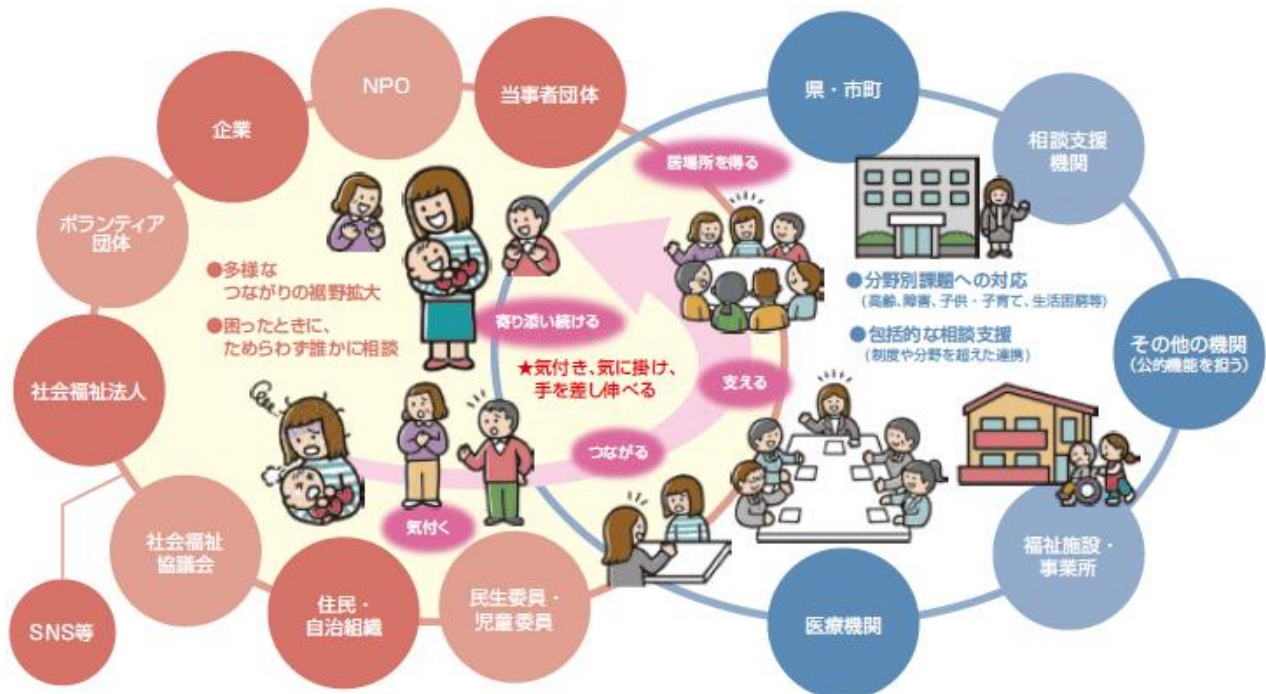
今後はデジタル技術の活用を通して、関係機関の間での情報共有のオンライン化や対面を要さないつながりやコミュニケーションのほか、SNSの活用などによる、市民等の利便性の向上など、業務を効率化し、効果を高める施策により、社会的課題の解決を図ることが期待されています。

一方で、デジタル技術の利用に不安を抱える人もおり、デジタル技術の活用と配慮の両立が求められています。

【3】 地域福祉の考え方

地域福祉とは、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮世帯など、対象によって区分されることなく、住み慣れた地域で誰もが安心して生活することができるよう地域で支援を必要としている人のさまざまな困りごとや不安を、住民同士や社会福祉関係者との連携により、支え合い、助け合う体制を地域全体で構築し「地域共生社会」の実現を目指していく取組のことです。

地域福祉の推進に当たっては、住民一人ひとりが自らの力で生活を維持・向上させる「自助」、隣近所での地域活動やボランティアなど、近隣住民や友人等、身近な人間関係の中で支え合う「互助」、制度的な裏付けのもとに住民同士や事業所などで支え合う「共助」、行政が主体となって、制度に基づき提供する支援やサービスである「公助」の4つの役割が相互に補完し合うことが重要です。



出典：第2期広島県地域福祉支援計画

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

自助	互助・共助	公助
----	-------	----

<p>身の回りで起きる課題を自分や家族で解決する</p> 	<p>隣近所等でのボランティア活動や地域活動</p> 	<p>制度化された地域ぐるみの支え合い・助け合い</p> 	<p>行政が行う公的なサービス</p> 
--	--	---	---

支え合いの取組を地域で協力して行う

たとえば・・・

<p>日頃のあいさつや見守り</p> 	<p>地域活動への参加 地域での交流</p> 	<p>地域でのちょっとした手助け</p> 
--	---	--

【4】 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」を上位計画とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、地域における高齢者福祉、児童の福祉、その他福祉に関し、共通して取り組む事項を一体的に定めるものです。

2 4つの計画の一体的策定

本計画は、第3期地域福祉計画と同様に[成年後見制度](#)*の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、成年後見制度等による[権利擁護](#)*や再犯防止、[更生支援](#)*に関する分野の取組とも連動させて推進します。

さらに、分野横断的に支援を推進するため、第3期地域福祉計画で「協働プロジェクト」として取り組んできた、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と、精神保健上の問題だけではなく、包括的な支援体制を構築し、地域全体の自殺リスクを軽減させることを目指した、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく「自殺対策計画」を包含し、一体的に策定します。

いずれの計画も、多分野・多問題が交差する共通課題に対し、分野横断に[包摂的支援](#)*の構築や地域における支え合い、居場所づくりなど「地域共生社会」の実現に向けた理念や取組が共通しており、各計画と連動し横断的な取組を行う必要があります。これらの計画を一体的に策定することにより、効率的・効果的に施策を実施していくことを目指します。

【 一体的策定イメージ 】

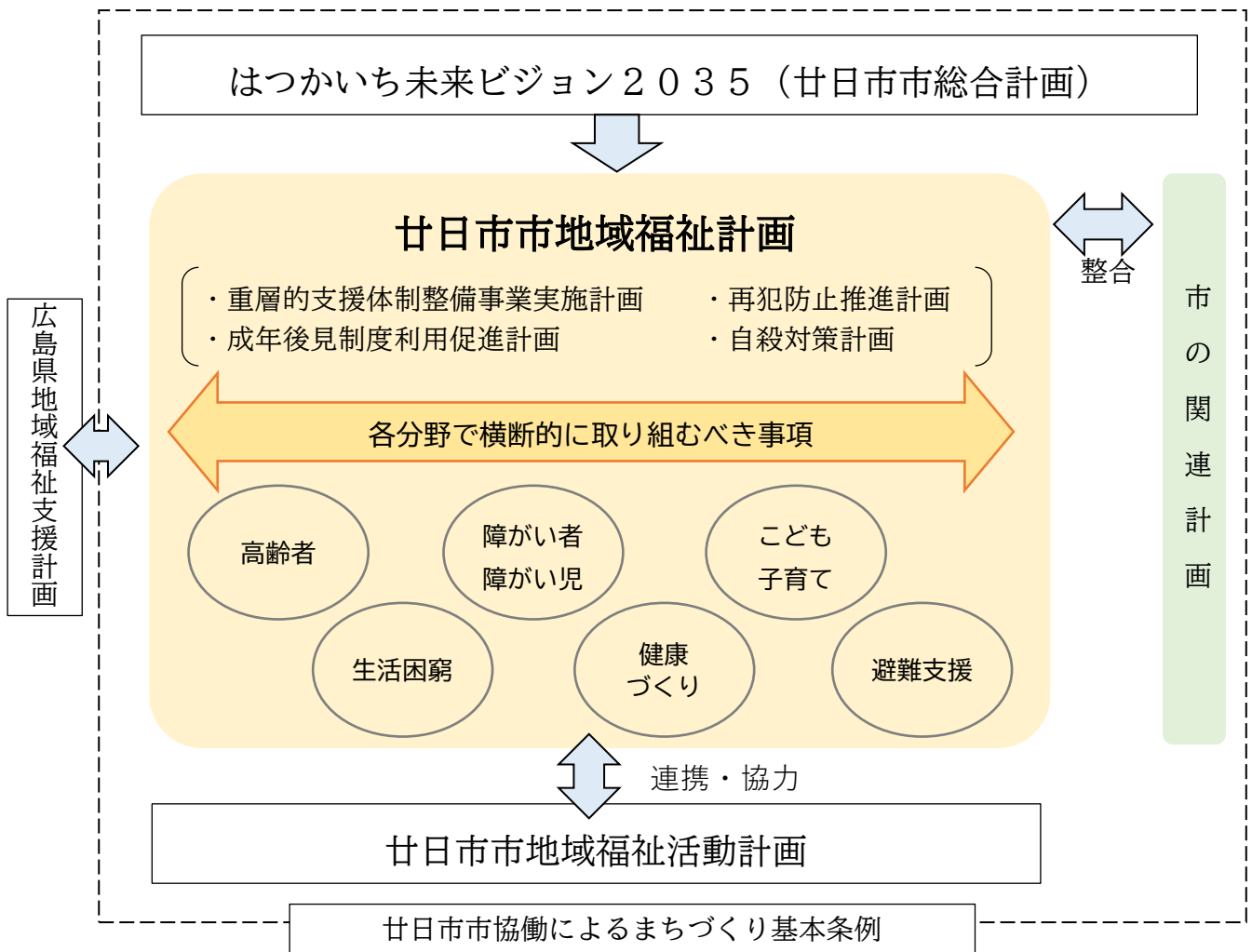
廿日市市地域福祉計画

計画名	根拠法令
廿日市市重層的支援体制整備事業実施計画	【社会福祉法】 世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施するための計画
廿日市市成年後見制度利用促進計画	【成年後見制度の利用の促進に関する法律】 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの
廿日市市再犯防止推進計画	【再犯の防止等の推進に関する法律】 再犯防止の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの
廿日市市自殺対策計画	【自殺対策基本法】 自殺対策について本市の現状を踏まえた施策を定めるもの

3 関連計画との関係図

本計画は「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」を上位計画とし、まちづくり、防災等の関連するその他の計画等との整合を図ります。

また、広島県の「広島県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の協働の考え方を反映し、地域福祉を推進するための中核的な主体である廿日市市社会福祉協議会が地域住民とともに策定する「廿日市市地域福祉活動計画」とも連動させ、一体的に施策を進めます。



4 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

5 地域福祉活動の圏域の考え方

第3期計画における設定を引き継ぎます。「地区」「地域」の範囲については、地域福祉を推進するための中心的な圏域とし、施策の展開を図ります。



参考 SDGsの考え方

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げられた17の目標のうち、特に地域福祉と関連が強い項目は以下のとおりです。

1 貧困をなくそう		3 すべての人に健康と福祉を		10 人や国の不平等をなくそう	
3 すべての人に健康と福祉を		11 住み続けられるまちづくりを		16 平和と公正をすべての人に	
10 人や国の不平等をなくそう		16 平和と公正をすべての人に		17 パートナーシップで目標を達成しよう	
11 住み続けられるまちづくりを		17 パートナーシップで目標を達成しよう			

【5】 計画の策定体制

本計画は、地域住民、関係団体、福祉関係者、庁内の職員など多様な主体から幅広いご意見を伺い、策定を行いました。

また、これからの福祉のまちづくりに向けて、さまざまな視点から意見やアイデアを反映するため、市民対話として、市内在住の高校生や日頃から福祉活動を実践している関係団体にグループインタビュー（座談会）などを実施しました。

1 保健福祉審議会 地域共生専門部会

「廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会運営規程」に基づき、学識経験者や福祉関係者（民生委員・児童委員、社会福祉法人、医療関係者、福祉サービス事業者、介護事業者、司法関係者、社会福祉協議会）、地域自治組織、地域福祉活動団体、NPO、民間企業の「実践者」で構成しています。多様な視点からの議論を行い、第3期地域福祉計画の振り返りも含め、内容を検討しました。

2 各協議体

重層的支援体制整備事業実施計画は「相談支援ネットワーク会議」、成年後見制度利用促進計画は「廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」、自殺対策計画は健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」及び庁内ネットワークとして設置している「廿日市市自殺対策推進本部」で、それぞれ内容を検討しました。

■ 各協議体の内容

協議体	内容
相談支援ネットワーク会議	庁内の幅広い関係部署の係長級職員や関連する事業所などが参加し、従来の制度、分野ごとの縦割りの体制を越え、分野横断した支援を推進・検討する協議体です。
権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、金融機関等で構成され、廿日市市における成年後見制度に関する施策の推進及び関係機関の連携を図るための協議体です。
健康はつかいち21推進協議会 「こころの健康づくり委員会」	「健康はつかいち21推進協議会※」の課題領域別委員会のうちの1つで、医療、福祉、教育、司法、地域団体、消防、行政などの関係機関や団体で構成され、こころの健康づくりや自殺対策の推進等について検討及び共有を行う協議体です。
廿日市市自殺対策推進本部	庁内横断的な体制で自殺対策を推進するため、副市長をトップとした庁内の幅広い分野の関係部局が参画する協議体です。

※ 健康づくりに関連する各種団体やボランティア、行政等で構成され、市民自らが健康づくりに取り組む社会を育むため、相互に連携し、さまざまな情報提供、環境の整備、地域づくり活動等を推進する協議体

3 市民対話

市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、グループインタビュー（座談会）や福祉活動団体へのヒアリング、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

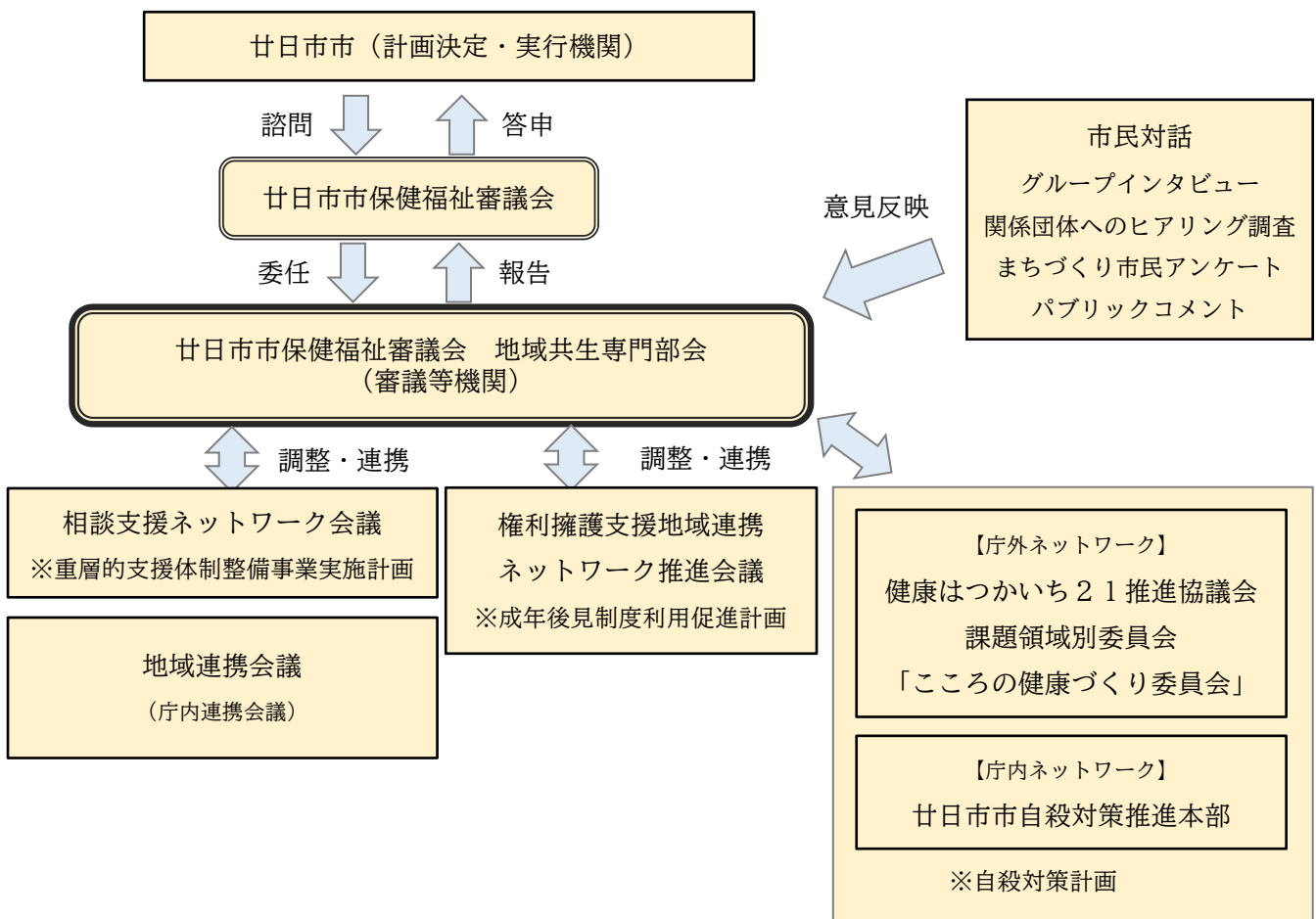
■ グループインタビューの概要

対象者	実施日	方法	参加者数
廿日市市内に在住している高校生	令和7年8月20日	調査シートの配布・回収による調査及びグループインタビュー（座談会）調査	4名
廿日市市内の福祉活動団体	令和7年8月21日		10団体

■ パブリックコメント

実施期間	令和8年2月10日～3月13日
意見数	16件（1通）

【 策定体制のイメージ図 】



第2章 第3期地域福祉計画の振り返りと廿日市市の現状

本章では「第3期地域福祉計画」における取組を保健福祉審議会 地域共生専門部会における議論やグループインタビュー（座談会）などをもとに振り返るとともに、本市の地域福祉の推進に関する現状を整理しました。

【1】 【基本目標1】多様性を受け入れる「ふくし文化」の創出

行動目標1 市民が日常的に多様性を「知る」「触れる」機会をつくります

行動目標2 誰もが地域社会と「つながる」さまざまな接点をつくります

1 多様性の理解に向けて、身近な「場」づくりが必要

[LGBTQ+](#)*や認知症、障がいのある人、ひきこもりなどをテーマとした講演会や、[「やさしい日本語」](#)*講座などを実施し、地域にはさまざまな人が暮らしていることは認知されてきましたが、その多様性への理解や意識については、まだ十分に高まっているとは言えません。

令和6年度のまちづくり市民アンケートの調査によると、市が行っている施策 53 項目の重要度では「地域・職場などで外国人と共生する社会づくり」は 51 位と、市民にとって重要度が低いという結果となっています。

多様性に触れ、知るためには、身近にさまざまな人が気軽に交流できる場がこれからも必要です。

2 デジタル化による社会との接点の多様化

コロナ禍を経てデジタル化が一層促進され、オンラインでのコミュニケーションや情報収集が日常的となり、若い世代を中心に社会との接点は多様化しました。

一方で、世代や環境による情報格差（デジタルデバイド）が生じています。特に、一人暮らしの高齢者は、オンラインでの交流が難しい人も多く、オンライン化により、気軽に対面で交流できる地域の「居場所」が不足すれば、社会との接点が希薄になるリスクが高まっています。

デジタルを活用しながら、孤独や孤立を防ぐためには、世代や個々の状況に応じた適切な方法をバランスよく組み合わせる工夫が必要です。

【2】 【基本目標2】 つながりの礎となる日々の暮らしの再考

行動目標3 市民一人ひとりの暮らしから地域福祉を始めます

行動目標4 ご近所の日常的なコミュニケーションを促します

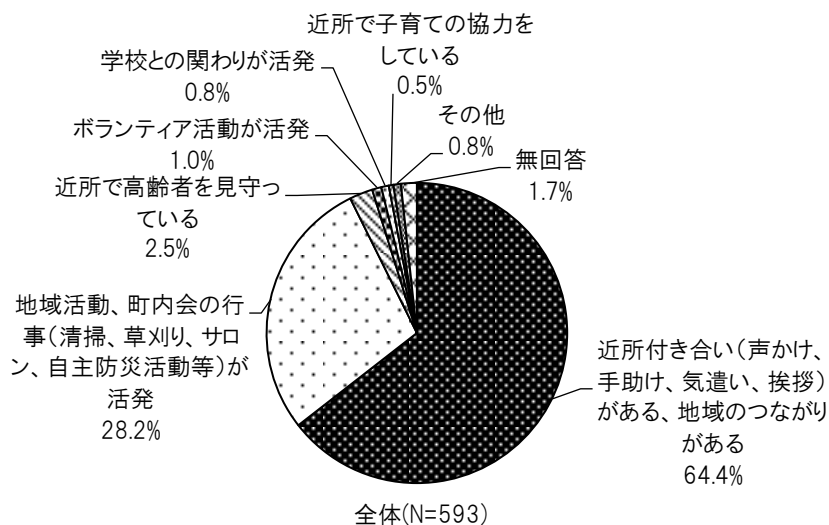
1 身近な人たちとのコミュニケーションから始める

エンディングノートやACP（人生会議）の普及啓発を行い、自分や家族の将来のことを考える機会を作ってきました。しかし、認知症になると、それまで本人が築いた地域とのつながりを家族が断ってしまうことがあるという声も聞かれます。家族が離れて暮らし、家族であってもお互いの日々の暮らし方を知らないことが多くなっており、まずは家族など身近な人たちとのコミュニケーションが大切です。

2 地域の中での何気ない見守りを続ける

まちづくり市民アンケートでは、約4割の人が普段の生活で地域の助け合いができていると思うと答え、その理由として「声かけや手助け、挨拶などの近所付き合いがある」という割合が多くなっています。

【 地域の助け合いができていると思う理由 】



資料：令和6年度まちづくり市民アンケート調査

グループインタビューでは「隣近所の手伝いがある一方で、遠慮や負担感を伴い、頼みにくさにつながっている」「地域において挨拶などの日常的なやりとりは比較的広がりやすいが「助けて」と言える関係性や信頼づくりが不足している」との声もありました。

若い世代、働く世代は地域福祉に関わる余裕がなく、地域との程よい距離感をとりたい思いを持っていることも尊重し、地域の中で何気ない見守りを続けることが大切です。また、その中で気づく心配なことや困りごとについて、共有したり話したりする場所が必要です。

【3】 【基本目標3】暮らしを守る安心・安全のセーフティネット構築

行動目標5 誰もが地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります

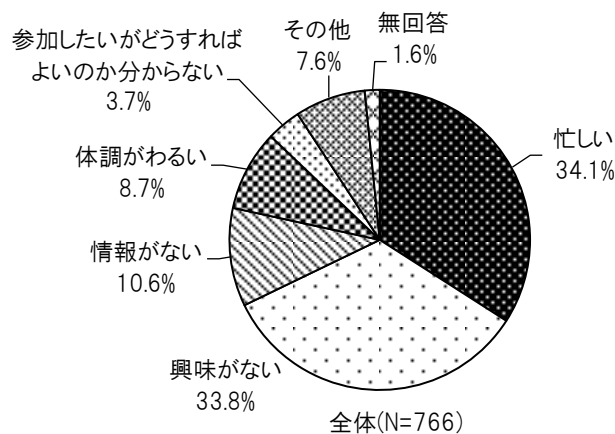
行動目標6 市民の暮らしと命を守るための備えを進めます

行動目標7 未来を見据えた地域福祉活動を促します

1 興味、関心のあるところからつながりを持つ工夫

まちづくり市民アンケートでは、地域の行事に参加しない理由として「忙しい」「興味がない」という理由が約3割ずつとなっています。グループインタビューでは「興味がないと動かない」という声もある中、こども食堂や一人暮らしの高齢者へのふれあい弁当配布、外国人と母国の料理教室で触れあうなど「食」を通じたつながりは持ちやすいようです。輪番制で仕方なく役員になったが、役員をしたことで関心が持てたとの声も聞かれました。興味、関心を持ってもらえるような企画、情報発信が必要です。

【 地域行事に参加しない理由 】



資料：令和6年度まちづくり市民アンケート調査

2 個人や地域の特性に応じた災害時の備え

避難行動要支援者の[個別避難計画](#)*作成を進めており、対象者全員に計画作成ができるよう、引き続き取り組みます。個別避難計画に実効性を持たせるためにも、地域と連携して訓練を行うことが大切です。

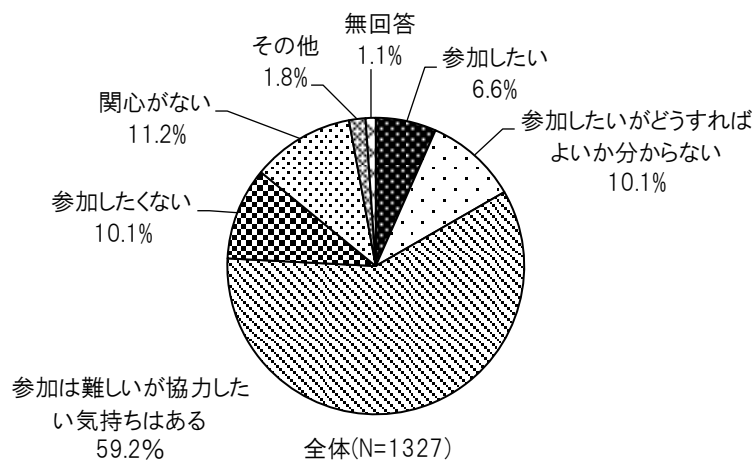
地域でも、避難訓練や防災に関するイベントを行っており、地域での決まりごとを作って備えているところもあります。

3 今できることを考える

まちづくり市民アンケートでは、地域の課題を解決するための取組に「参加したい」と回答した人は 16.7%ですが「参加は難しいが協力したい気持ちがある」と回答した人は 59.2%となっています。

グループインタビューでは「目の前に困っている人がいれば動く人はいる」という意見もありました。目の前で、地域で、何か起きたときに自分に何ができるかを考える機会をつくる必要があります。

【 地域課題解決等の取組への参加意向 】



資料：令和6年度まちづくり市民アンケート調査

【4】 【基本目標4】多様な選択肢を生み出す新しい支え合いの成熟

行動目標8 地域福祉の推進にかかわるさまざまな主体を発掘します

行動目標9 多様な主体の対話と連携を進めます

行動目標10 暮らしを支えるさまざまな社会資源を創り出します

1 横のつながりを発展させる

地域福祉を推進するため、企業と市で**包括連携協定***を締結していますが、今後、さらにお互いの取組や地域の課題を共有し、連動させることでの発展が必要です。

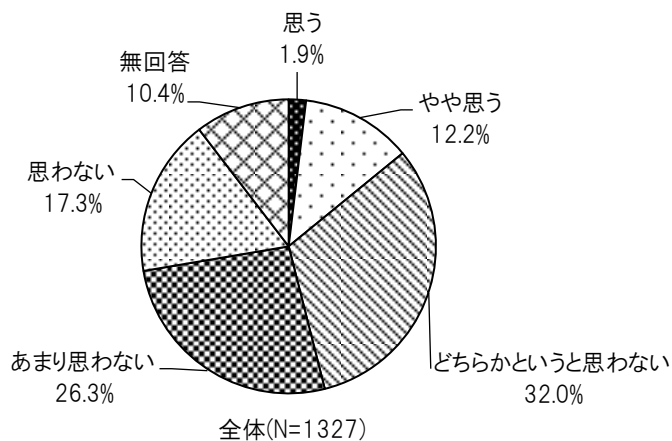
また、多様な主体の中で顔の見える関係性はあり、個別の課題に対応するため他機関とのつながりができていますが、そのつながりをいろいろな分野に発展させていくことも必要です。

2 これまでの概念にとらわれない形の工夫や対話の大切さ

まちづくり市民アンケートでは、地域の課題を地域の住民で解決に向けて取り組んでいると思う人は14.1%でした。グループインタビューでは、一部の住民に外国人への不安や偏見がある中、ごみ出しの問題を対話により解決した話も聞かれました。

初めから役割を決めずに、みんなで話し合っって意思決定していく方法など、これまでの形にとらわれず、いろいろな発想で取り組むことも必要です。

【 地域課題の解決に向けて取り組んでいると思うか 】



資料：令和6年度まちづくり市民アンケート調査

【5】 振り返りから見えてきた課題

1 お互いを知り、つながる機会の充実

多様性の認知は広がっていますが、理解という点ではまだ不十分であることから、幅広い世代が、障がいのある人や認知症の人、外国人などさまざまな人と触れ、つながり、学べる機会を充実させ、理解を深めて、助け合う意識を醸成していく必要があります。

2 交流の先にある「支え合い」の関係へ

コロナ禍を経て、ご近所同士でのあいさつや地域のイベントなど、地域での交流は戻ってきましたが、それ以上の関係性にはなかなか発展していません。地域住民だけでなく、各種団体や企業など多様な主体が交流し、担い手を増やし、地域での支え合いにつなげていく取組が必要です。

3 多機関のつながり（横の連携）の発展が必要

企業と市の包括連携協定締結など、さまざまな課題に対応するため、横のつながりは広がりを見せていますが、そのつながりを発展させ、分野を超えて連携できる体制を構築し、複雑化、複合化していく生活課題に対応していくことが必要です。

4 誰もが安心して暮らせる環境、体制づくり

近年、社会環境が目まぐるしく変化する中、大規模災害も頻発しています。何かが起きたときに助け合うために、日頃から顔の見える関係づくりをし、信頼できる人や地域とつながっておくことが必要です。また、行政や[自主防災組織](#)*などが連携し、避難行動要支援者も含めた全ての住民を守る体制づくりを進めていくことが必要です。

第3章 基本理念・基本目標

【1】 基本理念

第3期計画は「誰もが つながり合い 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち」を基本理念とし、計画を推進してきました。

この基本理念は、福祉の領域を超えた分野とも結びつき、お互いが協力し合いながら、本市に暮らす全ての人が「つながり」や「幸せ」を実感し、自らの希望を選択できる社会を実現していくことができるまちを目指して設定されました。この考え方は、地域福祉を取り巻く状況や本市の課題と照らし合せても、現在に通じるものです。

第4期においても、第3期の基本理念を継承し、引き続き取り組んでいきます。

● 本計画の基本理念 ●

誰もが つながり合い 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち

■ 誰もが つながり合い

誰もが安心して暮らしていくためには、日々の生活の中でちょっとした不安や困りごとを気軽に誰かに相談できたり、支え合えるつながりが大切だと考えます。

地域の中での人と人とのつながりが薄れてきている中で、困りごとを抱えている人が孤立せず、必要な支援につながるができるように、誰もがつながっている地域を目指していく必要があります。

■ 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる

地域における日常的なつながりや見守りは、住民一人ひとりの安心感や生活の安定を支え「幸せ」につながるものと考えます。

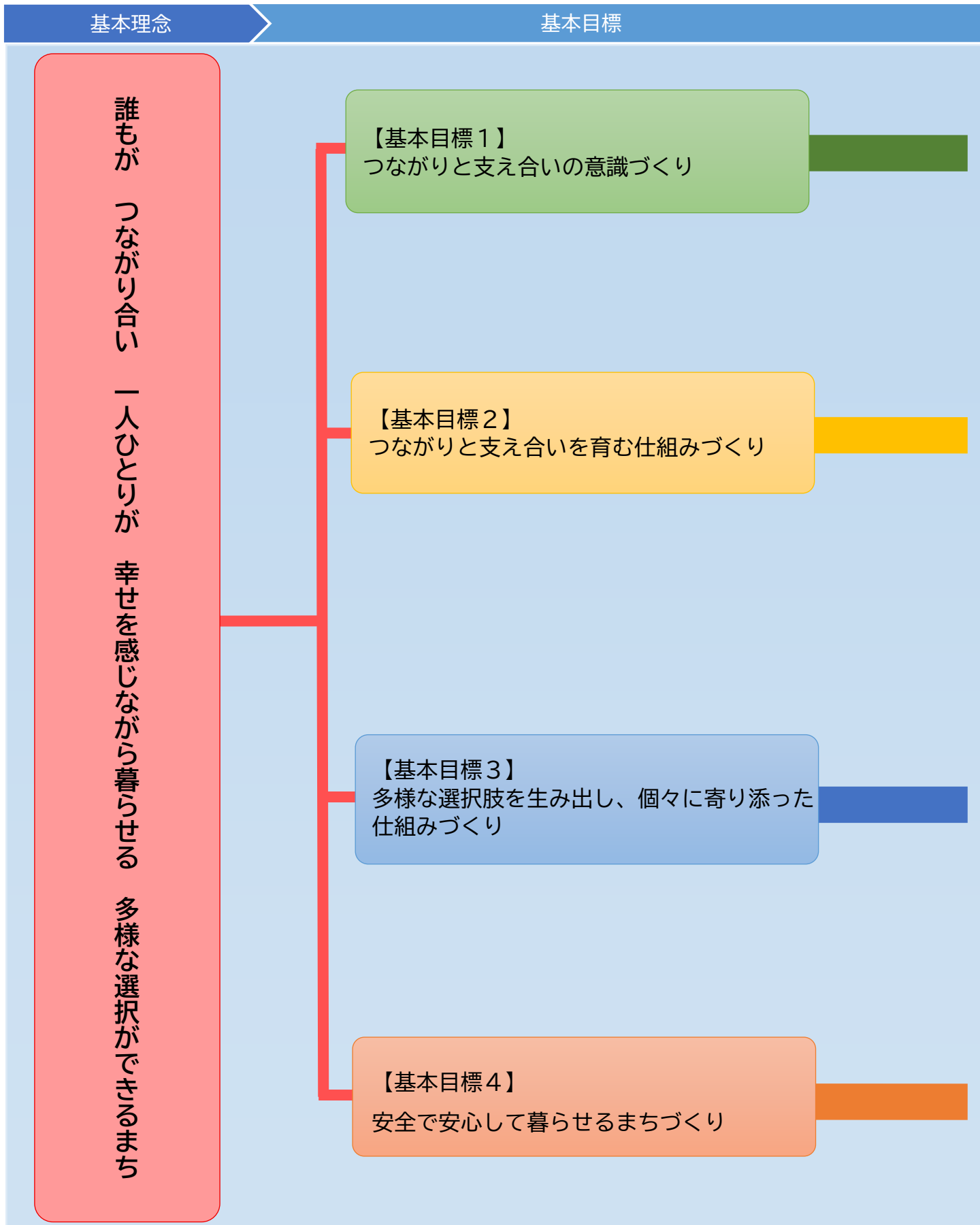
困りごとを抱えた際にも、相談しやすい相手や居場所が身近にあり、誰もが自分らしく、幸せを感じて暮らせる地域づくりを目指していく必要があります。

■ 多様な選択ができるまち

暮らし方や価値観が多様化する中で、誰もが自分に合った支援や関わり方を選べる環境を整えることは、安心して暮らし続けられる地域づくりに欠かせない視点です。

年齢や経済状況、障がいのありなしなどに関わらず、それぞれの人が望む選択を尊重し、一人ひとりが自らの希望を選択できる地域にしていく必要があります。

【2】 施策体系図



行動目標

包含して取り組む計画

行動目標 1
多様性を尊重する意識を高めます

行動目標 2
福祉を学ぶ場を充実させます

行動目標 3
世代を超えた交流の機会を充実させます

行動目標 4
市民がお互いに支え合う関係をつくります

行動目標 5
誰もが地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくります

行動目標 6
誰一人取り残さない支援を充実させます

行動目標 7
暮らしを支えるさまざまな社会資源を創り出します

行動目標 8
多様な主体との連携を進めます

行動目標 9
市民の大切な権利を守ります

行動目標 10
暮らしと命をつながりて守ります

包括的な支援体制（重層的支援体制整備事業実施計画）

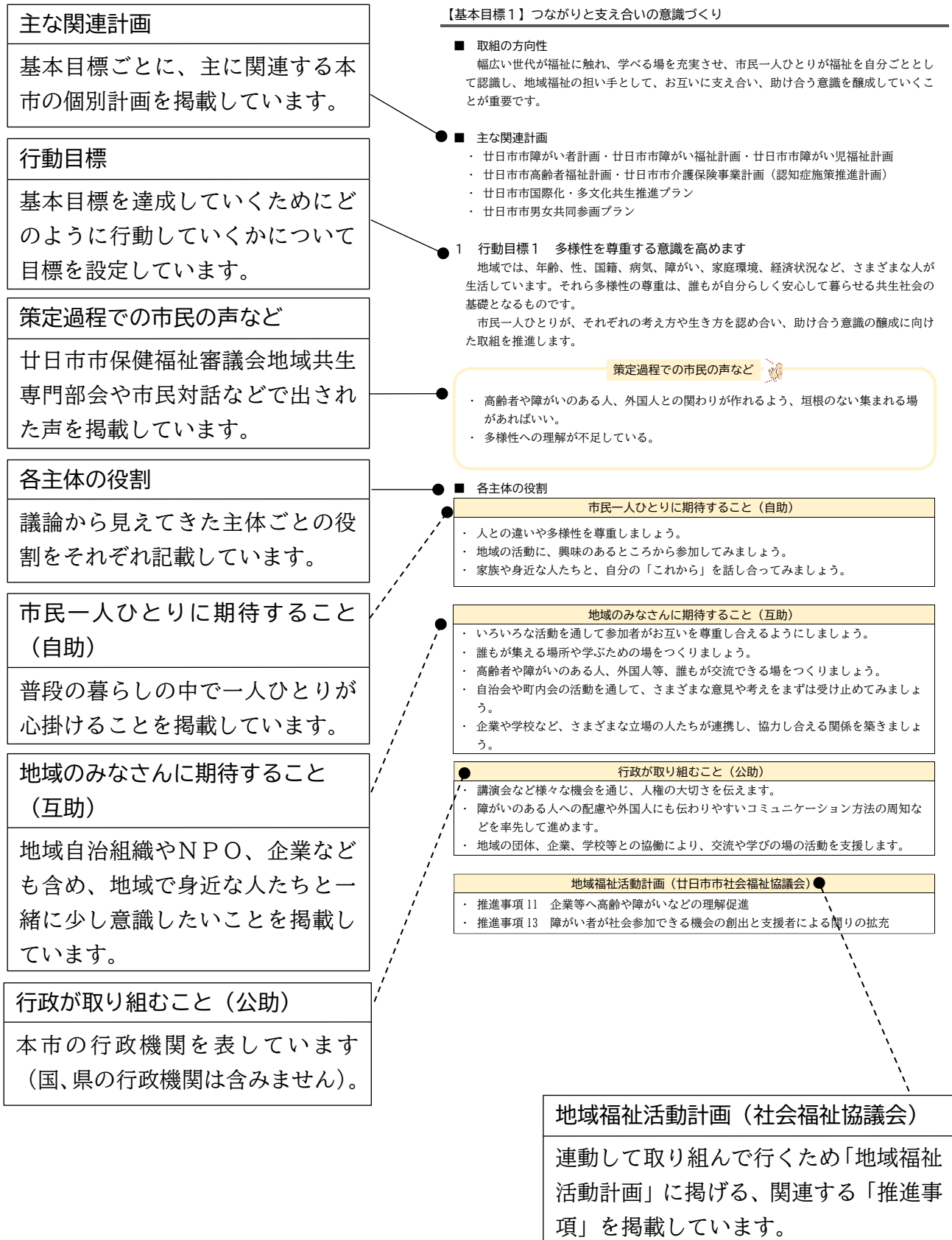
成年後見制度利用促進計画
（成年後見制度利用促進）

再犯防止推進計画
（再犯防止・更生支援）

自殺対策計画
（自殺対策）

第4章 地域福祉施策の展開

【第4章 地域福祉施策の展開の読み方】



リフレッシュカフェ ～誰もが自分らしく過ごせる居場所～

私たちの暮らし方や生き方は、年齢や性別、障がいの有無や家族の状況などによって、一人ひとり異なります。誰もが安心して暮らし続けるためには、立場の違いを超えて、互いを思いやり、支え合える関係づくりが大切です。



リフレッシュクラブは、もともと在宅家族介護者の会として活動していたメンバーが「自分たちの経験を役立てたい」「認知症当事者の人が活躍できる居場所をつくりたい」という思いから立ち上げた、本市初のチームオレンジ※です。毎月開かれている「リフレッシュカフェ」では、メンバーがそれぞれの得意分野を生かしながら活動しており、認知症の人やその家族、地域住民など、さまざまな人が気軽に足を運び、あたたかな交流が生まれています。送迎の支援や場所の提供、専門職によるサポート等で福祉施設や事業所、病院なども携わっています。送迎の支援が得られたことで再び活動に参加できるようになったメンバーもあり、地域全体の支え合いのもとでこの場が成り立っています。

認知症の人でもそうでない人も誰もが気軽に集い、安心して語り合える居場所は、互いを知るきっかけとなり、それぞれの違いを尊重する気持ちが育まれます。リフレッシュクラブの取組は、人と人がゆるやかにつながることで、見守り、支え合える地域づくりをやさしく後押ししています。

※ 地域包括支援センターにコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み

活動事例

基本目標に関連した、本市で取り組まれている活動事例を紹介しています。

【基本目標1】つながりと支え合いの意識づくり

■ 取組の方向性

幅広い世代が福祉に触れ、学べる場を充実させ、市民一人ひとりが福祉を自分ごととして認識し、地域福祉の担い手として、お互いに支え合い、助け合う意識を醸成していくことが重要です。

■ 主な関連計画

- ・ 廿日市市障がい者計画・廿日市市障がい福祉計画・廿日市市障がい児福祉計画
- ・ 廿日市市高齢者福祉計画・廿日市市介護保険事業計画（認知症施策推進計画）
- ・ 廿日市市国際化・多文化共生推進プラン
- ・ 廿日市市男女共同参画プラン

行動目標1 多様性を尊重する意識を高めます

地域では、年齢、性、国籍、病気、障がい、家庭環境、経済状況など、さまざまな人が生活しています。それら多様性の尊重は、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会の基礎となるものです。

市民一人ひとりが、それぞれの考え方や生き方を認め合い、助け合う意識の醸成に向けた取組を推進します。

策定過程での市民の声など

- ・ 高齢者や障がいのある人、外国人との関わりが作れるよう、垣根のない集まれる場があればいい。
- ・ 多様性への理解が不足している。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 人との違いや多様性を尊重しましょう。
- ・ 地域の活動に、興味のあるところから参加してみましょう。
- ・ 家族や身近な人たちと、自分の「これから」を話し合ってみましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ いろいろな活動を通して参加者がお互いを尊重し合えるようにしましょう。
- ・ 誰もが集える場所や学ぶための場をつくりましょう。
- ・ 高齢者や障がいのある人、外国人等、誰もが交流できる場をつくりましょう。
- ・ 自治会や町内会の活動を通して、さまざまな意見や考えをまずは受け止めてみましょう。
- ・ 企業や学校など、さまざまな立場の人たちが連携し、協力し合える関係を築きましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 講演会などさまざまな機会を通して、人権の大切さを伝えます。
- ・ 障がいのある人への配慮や外国人にも伝わりやすいコミュニケーション方法の周知などを率先して進めます。
- ・ 地域の団体、企業、学校等との協働により、交流や学びの場の活動を支援します。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 11 企業等へ高齢や障がいなどの理解促進
- ・ 推進事項 13 障がいのある人が社会参加できる機会の創出と支援者による関わりへの拡充

行動目標 2 福祉を学ぶ場を充実させます

福祉や助け合いを自分のこととして考える意識を高めていくことが必要です。そのためには、こどもから大人まで、さまざまな世代の人が福祉について体験し、学べる場をつくることはとても大切です。

行政や地域の団体、ボランティアなど、さまざまな世代の人が協力しながら、全ての市民が気軽に学び、参加できる場を広げます。

策定過程での市民の声など



- ・ 「福祉」に対する無関心が障壁になっている。身近な体験や関心から入れる仕組みが必要
- ・ 若者にとってはSNSでの発信が最も届きやすいが、地域福祉に関する情報が不足している。
- ・ 流行や日常的に触れる媒体を生かした発信をする必要がある。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 福祉に関するイベントや講演会、ボランティア活動に参加してみましょう。
- ・ 地域のイベントや学びの場に参加をして、交流を楽しみましょう。
- ・ 福祉について学んだことや感じたことを、身近な人たちに話してみましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ 専門的なテーマを生かした福祉体験やセミナーを企画してみましょう。
- ・ 地域、学校、企業と連携して、学びや実践の場を作ってみましょう。
- ・ 多様な機会を活用し、住民が福祉に触れる機会を作ってみましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 認知症やひきこもり、LGBTQ+、障がい等について、正しく知り、理解する機会を作ります。
- ・ 学校や地域の団体、企業と協力して、福祉について学ぶ機会や啓発活動を推進します。
- ・ SNS等デジタルツールも活用して、福祉に関する情報を分かりやすく発信し、関心を高めます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項1 学校や市民センター等との連携による福祉教育の拡充
- ・ 推進事項4 ボランティア活動や地域活動について、SNS、チラシ配布、口コミ等による情報発信の強化
- ・ 推進事項14 認知症の人と家族が安心して交流・相談できる場づくり

地域福祉活動の事例

リフレッシュカフェ ～誰もが自分らしく過ごせる居場所～

私たちの暮らし方や生き方は、年齢や性別、障がいの有無や家族の状況などによって、一人ひとり異なります。誰もが安心して暮らし続けるためには、立場の違いを超えて、互いを思いやり、支え合える関係づくりが大切です。

リフレッシュクラブは、もともと在宅家族介護者の会として活動していたメンバーが「自分たちの経験を役立てたい」「認知症当事者の人が活躍できる居場所をつくりたい」という思いから立ち上げた、本市初のチームオレンジ[※]です。毎月開かれている「リフレッシュカフェ」では、メンバーがそれぞれの得意分野を生かしながら活動しており、認知症の人やその家族、地域住民など、さまざまな人が気軽に足を運び、あたたかな交流が生まれています。送迎の支援や場所の提供、専門職によるサポート等で福祉施設や事業所、病院なども携わっています。送迎の支援が得られたことで再び活動に参加できるようになったメンバーもあり、地域全体の支え合いのもとでこの場が成り立っています。

認知症の人でもそうでない人も誰もが気軽に集い、安心して語り合える居場所は、互いを知るきっかけとなり、それぞれの違いを尊重する気持ちが育まれます。リフレッシュクラブの取組は、人と人がゆるやかにつながることで、見守り、支え合える地域づくりをやさしく後押ししています。

[※] 地域包括支援センターにコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み



【基本目標2】 つながりと支え合いを育む仕組みづくり

■ 取組の方向性

令和6年度まちづくり市民アンケート調査結果によれば、地域の行事に参加している人は、全体で4割程度です。また、普段の生活の中で困ったときに助け合うような付き合いをしている人は全体で約半数を占めています。

つながりと支え合いの仕組みは、地域共生社会の実現に向けた基盤であり、全ての人が安心して自分らしく暮らせる地域づくりにつながるものです。

若者から高齢者、地域で活動する団体、商店や企業等の多様な主体に働き掛け、地域でのイベントの企画や参画を通して、地域福祉の担い手を増やす取組が必要です。多様な主体が互いに助け合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた仕組みづくりを進めます。

■ 主な関連計画

- ・ 廿日市市協働によるまちづくり推進計画
- ・ 廿日市市健康増進計画・廿日市市食育推進計画

行動目標3 世代を超えた交流の機会を充実させます

世代を超えた交流を通して、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代が相互に理解し支え合う基盤づくりを進めることが重要です。

日常生活の中で、誰でも気軽に参加できる幅広い世代の交流を支援します。

策定過程での市民の声など



- ・ 多世代で考える、意見する場があればいい。
- ・ 地域全体で気楽に交流できる「場」が不足している。
- ・ 「程よい距離感」で参加できる仕組みがあればいい。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 幅広い世代が集まるイベントや体験活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の中で自分の経験や知識を生かすことを考えてみましょう。
- ・ 新しい交流の場づくりや参加を、周りの人にも呼び掛けましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ 専門的な知識やテーマを生かし、世代間交流イベントを企画しましょう。
- ・ 初めての人でも参加しやすい雰囲気づくりを行きましょう。
- ・ 祭りや運動会などの地域のイベントを通して、多世代での交流の場を作りましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ こどもから高齢者までが集まれる「多世代交流の場」をつくり、活動を支援します。
- ・ 地域団体、学校、保育園等との連携による体験活動や交流イベントの企画に取り組みます。
- ・ 幅広い世代を対象とした交流の機会を増やし、情報の発信に努めます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項8 遊びや文化を通じた多世代交流
- ・ 推進事項9 地域住民と地域（こども）食堂関係者の交流の場づくり

行動目標4 市民がお互いに支え合う関係をつくります

全ての人々が安心して暮らすためには、幅広い世代の人がお互いを理解し、助け合える関係を築くことが大切です。

「お互いさま」と気軽に言い合える信頼関係を深め、一人ひとりの暮らしや考え方を大切にしながら、日頃の見守りや声掛け、ちょっとした困りごとを早めに地域で共有できる仕組みづくりを推進します。

専門職や福祉サービスだけに頼らず、市民同士の支援や連携を積み重ねることで、助け合いの輪を広げ、持続的な福祉のまちづくりを目指します。

策定過程での市民の声など



- ・ イベントで顔の見える関係は広がるが、それ以上の関係になれない。
- ・ 地域の集まりに参加することで、充実感を味わえたり、孤立しがちな人が自分の存在価値に気づき、幸せに思えるようになったらいい。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ お互い気にかけて、挨拶をしましょう。
- ・ 日常生活での気づきや声掛け、見守り、助け合い活動へ参加しましょう。
- ・ 困っている人に「お互いさま」の気持ちで声をかけてみましょう。自分にできることを考えてみましょう。
- ・ 地域の行事や活動に積極的に参加し、参加していない周りの人に情報を発信しましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ 専門的な知識や柔軟な取組への対応を生かし、地域の支援活動を行っていきましょう。
- ・ ご近所同士の何気ない見守りを続けましょう。そこでの気づきを共有する場をつくりましょう。
- ・ 地域のサロン等での日常的な助け合いをしましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 相談しやすい窓口や困りごとを気軽に話せる仕組みの整備に取り組みます。
- ・ 福祉や支え合いの大切さを伝える情報発信や学びの機会を増やします。
- ・ 地域の団体や関係機関と協力した見守りや助け合いの体制を推進します。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項5 住民懇談会等の話し合いの場づくり
- ・ 推進事項6 見守り活動の推進
- ・ 推進事項7 地域で互いに助け合える関係づくり

行動目標5 誰もが地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくります

地域の活動やボランティアに参加しやすい環境をつくるには、年齢や経験、身体状況にかかわらず、誰もが自分らしく関われる仕組みづくりが大切です。

そのため、興味や得意分野を生かせる多様な活動の促進とともに、体験イベントや学びの場などを通して、移動支援も含め、初めての方でも安心して参加しやすい地域づくりを目指します。

策定過程での市民の声など



- ・ ボランティア活動自体は多いが、情報不足で実際の参加につながらない。
- ・ 地域課題の明確化をし、何をするための集まりなのかがわかりやすいと参加者のモチベーションが上がる。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 自分の興味や時間に合わせて、地域活動やボランティアに一步踏み出しましょう。
- ・ 自分の体験を周りの人に伝え、まだ参加していない人にも声を掛けましょう。
- ・ 世代や立場の違う人たちとつながり、協力しながら活動を続けましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ さまざまなテーマや短期間でも参加できる活動を提案してみましょう。
- ・ 新しく参加する人の不安を軽減し、それぞれの得意を生かせる場をつくりましょう。
- ・ 企業、自治体等と連携した協働の企画や社会に役立つ活動を推進しましょう。
- ・ 地域活動の情報の発信をしましょう。
- ・ 地域のイベントに企業や商店、地域団体にも参画してもらいましょう。
- ・ サロン活動や日常的なイベントを通して、誰もが気軽に参加できる機会を増やしましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 市民、団体、企業が連携しやすい環境の整備や交流イベントなどの開催に努めます。
- ・ 福祉について学べる教育を支援し、参加しやすい環境の整備に取り組みます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項2 担い手養成講座による幅広い世代のボランティア活動者の確保
- ・ 推進事項3 関係機関と連携した福祉介護人材確保の仕組みづくり
- ・ 推進事項10 地域ニーズのヒアリングと交流の場づくり

地域福祉活動の事例

きずな食堂 ～世代を超えてつながる居場所～

コロナ禍で地域の人と交流する機会が少なくなったことをきっかけに、交流ができる場としてこども食堂を始めたい！という自治会の皆さんの思いからスタートしました。

自治会を中心に始まったこども食堂ですが、今では、民生委員・児童委員やこども食堂に以前から興味があった地域のボランティアさんたちと、こどもから大人まで料理を一緒に作っており、こどもたちが多様な世代と触れ合う出会いと学びの機会にもなっています。また多くの方が気軽に来られるように、フードバンクを活用し、手軽な金額で食事を楽しむことができます。

「誰でも」「いつでも」「気軽に」立ち寄れる開かれた雰囲気は、安心できる「居場所」になっています。県外から引っ越して来た人も、地元ずっと住まれている人も関係なく、地域の人が声を掛け合い、自然と交流が生まれる場です。

また、こどもから高齢者までテーブルを囲いながら、楽しく食事と会話を楽しむ世代を超えてつながる「居場所」にもなっています。



【基本目標3】多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり

■ 取組の方向性

地域に暮らす住民一人ひとりが抱える課題には、複雑化、複合化したものもあり、地域住民や保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を一体的に提供する体制を構築する必要があります。地域の誰もが、困ったときに相談することができ、分野を越えた支援が切れ目なく提供できる体制の整備を目指します。

■ 主な関連計画

- ・ 廿日市市障がい者計画・廿日市市障がい福祉計画・廿日市市障がい児福祉計画
- ・ 廿日市市こども計画
- ・ 廿日市市健康増進計画・廿日市市食育推進計画

行動目標6 誰一人取り残さない支援を充実させます

複雑化、複合化する課題が大きくなる前に対応していくためには、困っている人や孤立しがちな人を早めに見つけて、年齢や分野にかかわらず、どのような相談も受け止められる相談の体制を整えることが重要です。

福祉の専門家や関係機関、NPOなどが連携し、複雑な課題に対応でき、制度の狭間にいる人にも支援が届く仕組みを整備します。また、地域住民が「気になる人」に声を掛けたり、情報を共有したりすることで、早めに気づき、支援につなぐ仕組みをつくりま

策定過程での市民の声など



- ・ 何気ない見守りができ、地域で困りごとを抱える人をみつけられる体制づくりが必要

■ 各主体の役割

地域のみなさんに期待すること（互助）

- ・ 得意なことを生かして、困っている人たちを支援しましょう。
- ・ 多様な関係機関や団体と連携し、支援が必要な人を手助けしましょう。
- ・ 日常の見守り活動を行いましょう。
- ・ 企業や学校、保育園等も含めて、地域全体で支援が必要な人に早めに気づき、協力して支える体制を強化しましょう。
- ・ サロンや日常の交流を通して、孤立の防止やひきこもりの防止に努めましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 年齢や分野にかかわらず、誰でも相談しやすい体制の充実を図ります。
- ・ 相談を受ける職員が相手のニーズを的確に捉えることができるよう、相談支援のスキルアップを図ります。
- ・ 民生委員・児童委員や地域にある団体や事業所、保育園等と連携し、支援が必要な人の早期把握に努めます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 12 ひきこもりの当事者・家族への支援
- ・ 推進事項 17 切れ目ない支援を展開するため、アフターフォローや機関連携の拡充
- ・ 推進事項 18 複合的な課題のある世帯に対する支援体制強化

行動目標 7 暮らしを支えるさまざまな社会資源を創り出します

暮らしの中で起こるさまざまな困りごとに対応するためには、今ある支援に加え、地域の人々とともに新しい支え合いの仕組みを地域の人々で一緒につくっていくことが重要です。地域住民、地域の団体、企業、行政などが力を合わせて、今までの制度だけでは届きにくかった課題にも対応できるような「新しい支援のネットワーク」の構築と拡充を進めます。

そのため、福祉サービスの提供にとどまらず、地域住民、地域の団体、NPO、企業などが参加、参画できる機会を増やし、それぞれができる支援を組み合わせることで、持続可能な支え合いの仕組みの実現を目指します。

策定過程での市民の声など



- ・ 制度や法律に基づかない、地域のつながりや声掛けができる仕組みづくりが必要

■ 各主体の役割

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ 専門的な知識を生かして、新しい支援サービスや市民参加型の事業を提案しましょう。
- ・ 行政や企業と協力して、分野を越えた支援や人材の育成、発掘に取り組んでみましょう。
- ・ 地域の困りごとを共有し、住民同士で解決策を話し合ってみましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 地域の課題に合わせて、新しい支援の仕組みやつながりづくりに取り組みます。
- ・ 市民や団体、企業が協力しやすい情報共有の場の整備を図ります。
- ・ 制度による支援だけでなく、インフォーマルなサービスも含め情報発信に努めます。
- ・ ビジネス視点での取組など新しい支え合いの形も提案します。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 15 安定した暮らしを支えるための就労の場づくり

行動目標8 多様な主体との連携を進めます

地域福祉を推進するに当たっては、行政、福祉関係機関のみならず、さまざまな立場の人たちが、それぞれの得意分野を生かして協力し合うことが重要です。

地域住民が複雑な困りごとに直面したとき、多様な主体と連携し、地域全体で支える体制を構築します。

全ての人が日頃から連絡を取り合える場やネットワークを整え、地域の課題を話し合い、柔軟に対応できる地域連携の場づくりを目指します。

策定過程での市民の声など

- ・ 福祉分野以外を含む関係性の構築、異業種交流ができればいい

■ 各主体の役割

地域のみなさんに期待すること（互助）

- ・ 地域の課題に関心を持ち、できることから、自主的に取り組んでみましょう。
- ・ 専門的な知識やネットワークを生かして、関係機関や団体等との協働の事業や人材探しをしてみましょう。
- ・ 移動手段や生活支援、居場所づくりなど地域の課題を共有し、話し合ってみましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 地域の課題に合わせて、医療、福祉、教育など、さまざまな分野の専門機関が連携できるように調整します。
- ・ 情報を共有しやすくするために、情報発信の方法の工夫や情報交換の場を充実させます。
- ・ 市民や団体が活動しやすくなるよう、企業等を含めた多様な主体との協力体制づくりに努めます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 16 不動産業者や居住支援団体等との居住支援強化の取組み

阿品地域のふじタウン自治会の取組 ～これからの暮らしを自分たちで考える～

高齢化や単身世帯の増加、核家族化など、社会の在り方が変化する中で、家族や地域コミュニティとの接点を持たず、社会的に孤立した状態にある人が増えています。ふじタウンにおいても「ご近所付き合いが希薄になってきた」「気になる家庭に声をかけたいが、迷惑ではないかと不安だ」といった声が聞かれるようになりました。



そこでふじタウン自治会では、住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域であり続けるために、自治会役員と民生委員・児童委員が集まり「暮らしの中で気になることや不安なこと」「ふじタウンの良いところ」「こんな地域に参加したい」など、自分たちの地域について考える機会を設けました。協議の中では、老人クラブやこども会などイベントが充実している一方で、新しい住民との接点が少ないことや住民同士のコミュニケーションが減少していることなどの課題も指摘されました。

こうした課題については、現在、自治会役員を中心に「できることから少しずつ」解決に向けた取組を進めています。自分たちの地域で起こっている変化を、自分たち自身で考えていく。住民同士の輪が広がることで、誰一人取り残さない地域づくりにつながる。それが、ふじタウンの新たな第一歩となります。

【基本目標4】安全で安心して暮らせるまちづくり

■ 取組の方向性

近年、自然災害の頻発や虐待といった生活を脅かす状況がある中、誰もが住み慣れた地域で、権利を守られ、安心して暮らし続けるためには、地域全体での支え合いの体制づくりが重要です。

平常時における地域での見守りや支え合いをはじめ、行政や関係機関などが連携し、地域住民に寄り添った環境の整備を進めます。

■ 主な関連計画

- ・ 廿日市市障がい者計画・廿日市市障がい福祉計画・廿日市市障がい児福祉計画
- ・ 廿日市市高齢者福祉計画・廿日市市介護保険事業計画
- ・ 廿日市市健康増進計画・廿日市市食育推進計画
- ・ 廿日市市地域防災計画
- ・ 廿日市市避難行動要支援者避難支援プラン

行動目標9 市民の大切な権利を守ります

認知症等の疾病や障がいにより判断能力が低下しても、誰もが人権や財産、意思決定の権利を尊重されながら、自分らしく安心して暮らせることが重要です。

行政、福祉、医療などの関係機関と地域が協力して、虐待や差別の防止及び早期発見に取り組むとともに、権利を守るための相談支援や成年後見制度の利用を促進します。

相談窓口の充実や権利を守る意識を高める活動、地域のつながりを強化することで、全ての市民の生活と尊厳を守るまちづくりを目指します。

策定過程での市民の声など

- ・ 認知症の人が広く社会に参加できるような仕組みづくりと支援体制の強化の必要がある。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 身近で気になる人がいたら、声を掛けたり、相談機関につながりましょう。
- ・ 人権や権利を守るための正しい知識を学び、周りの人にも伝えましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ 地域住民に向けた勉強会の開催など支援活動を続けましょう。
- ・ 他団体や行政、司法等と連携し、権利擁護についての情報発信に努めましょう。
- ・ 地域での見守りをし、異変に気づいたときは専門の相談機関につなげましょう。
- ・ 日常の気づきを踏まえ、早期に支援につなぐ連絡体制を考えてみましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 成年後見制度や虐待防止などに関する相談窓口を充実させ、意思決定支援を大切にしたい支援に努めます。
- ・ 福祉や司法、金融機関などの関係機関と協力し、地域の支援ネットワークの整備に取り組めます。
- ・ 虐待の早期発見、早期対応ができる仕組みを整備し、権利が守られる体制づくりに取り組めます。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 19 身寄りのない高齢者等の支援の仕組みづくり
- ・ 推進事項 20 市民後見人の育成

行動目標 10 暮らしと命をつながりですります

災害や急な病気、福祉を必要とする困りごと、さまざまな悩みが深刻化して生じる自殺など、市民の暮らしと命を脅かすさまざまな問題に対し、市民一人ひとりの命と生活を地域ぐるみで支える「セーフティネット」をつくることは大切です。

普段からの見守りや交流、災害の備え、地域の人や団体の協力を活用し、災害や予期せぬ事態にも素早く柔軟に対応できる体制を整えます。

策定過程での市民の声など

- ・ 災害に対しての意識を高める必要がある。
- ・ 個別避難計画の作成を進める必要がある。

■ 各主体の役割

市民一人ひとりに期待すること（自助）

- ・ 日常の見守りや声掛けにより、日頃から顔の見える関係づくりをしましょう。
- ・ 地域の防災訓練へ参加しましょう。
- ・ 災害時の備えをしておきましょう。
- ・ 支援が必要な人の避難や安否確認に協力し「お互いさま」の気持ちで助け合いましょう。
- ・ 家族や関係者と災害などの緊急時の動きを話し合っておきましょう。

地域みなさんに期待すること（互助）

- ・ さまざまな団体と協力して、必要な資源を見つけ、提供に努めましょう。
- ・ 地域自治組織や自主防災組織、企業等が連携し、地域での安否確認や避難支援、防災訓練に取り組ましましょう。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 災害時の避難において支援が必要な人の個別避難計画を作成し、災害時の避難支援や安否確認等、関係者と連携体制の強化を図ります。
- ・ 普段から防災や健康についての情報を発信し、地域の関係者と協力して防災訓練や避難訓練を行い、災害時に備えます。
- ・ 福祉の視点に立った災害時の相談窓口や対応体制を整えます。
- ・ 地域福祉の取組と連動した更なる自殺対策の強化を図ります。

地域福祉活動計画（廿日市市社会福祉協議会）

- ・ 推進事項 21 災害時に助け合える地域づくりと事業所、企業との連携強化

地域福祉活動の事例

福祉避難所*開設訓練 ～個別避難計画に基づいた訓練（社会福祉法人 ひかり会）～

本市では、災害時に配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるように、介護施設や障害者施設などと福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

災害時において、一人で避難することが難しい人が、安全かつ迅速に避難するためには、平常時から関係機関と連携し、災害時における体制づくりを整備することが重要です。

そこで、協定を締結している「社会福祉法人 ひかり会」の協力を得て、本人家族、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職、市災害対策本部などの関係者が集まり、個別避難計画に基づいた避難訓練を実施しました。

開設までの手順や受け入れ体制の確認などを行うとともに、平常時からの関係者同士の顔の見える関係づくりにもつなげています。

今後も、個別避難計画に基づいた訓練などを通して、災害時に一人で避難することが難しい人を支援する体制づくりを進めていきます。



【訓練の様子】

第5章 包括的な支援体制の整備（廿日市市重層的支援体制整備事業実施計画）

【1】 重層的支援体制整備の基本的な考え方

令和2（2020）年6月の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」の改正に伴い、令和3（2021）年4月「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が施行されました。

重層事業は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

本市では令和3（2021）年度から重層事業を実施しています。第3期廿日市市地域福祉計画では、重層事業実施計画の方向性を示すものとして「協働プロジェクト」と位置づけ、分野横断的な連携体制など、重層的支援の基盤の整備を行ってきました。今後は、これまでに築いた基盤を生かしながら、支援の質のさらなる向上やネットワークの拡充といった取組を継続的に発展、展開していくことが求められています。

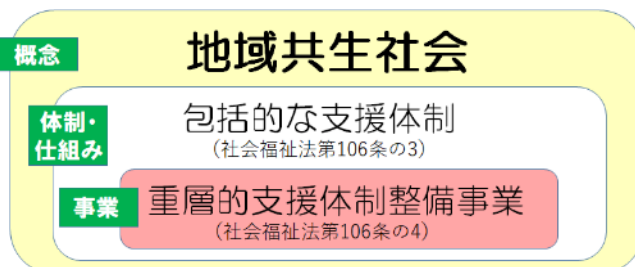
これらを踏まえ、本市においては、本章を重層事業の実施計画として位置付け、地域共生社会の実現を具体化する実施計画として、地域福祉計画の基本理念、基本目標及びその方向性を共有し、取組を推進します。

～包括的な支援体制とは～

見守りや居場所づくりといった地域での支え合いと支援関係機関による専門的な支援が連携し、困難や生きづらさを抱える人を途切れることなく支えるための仕組みです。

重層事業は、市町村における包括的な支援体制を整備するための事業（＝手段）です。

【地域共生社会、包括的な支援体制、重層事業の関係のイメージ図】

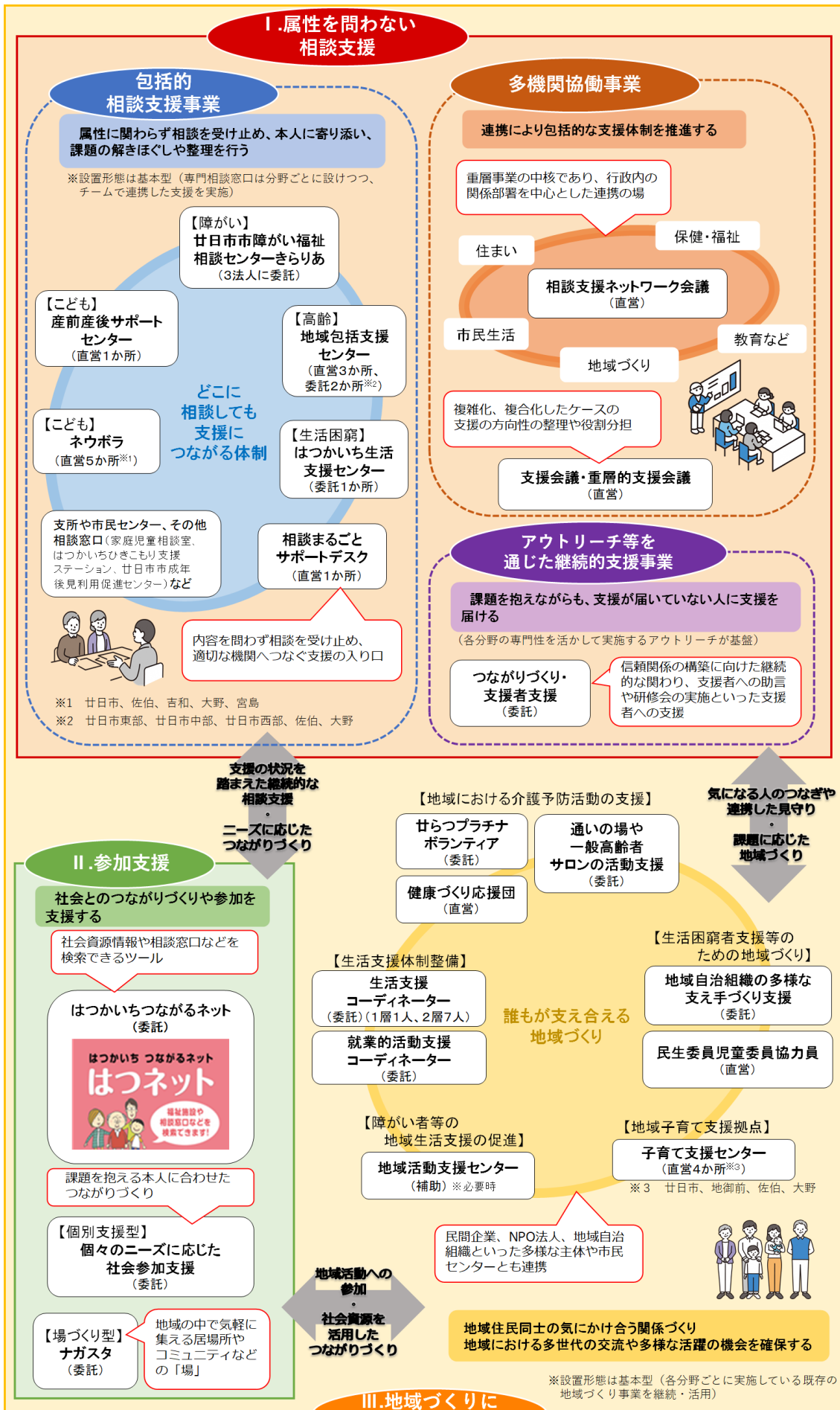


【2】 取組の方向性

本市の重層事業では、既存の支援関係機関の強みや取組などを生かしながら、困りごとを抱える人や孤立している人に早期に気づき、どのような相談でも受け止める体制を整えます（属性を問わない相談支援）。あわせて、一人ひとりの課題に応じた社会とのつながりづくりの支援やそのための地域活動を生み出し（参加支援）、誰もが支え合える地域づくりを進め（地域づくりに向けた支援）、切れ目のない支援につなげていける仕組みを地域全体で整備することを目指します。

この取組の支援の対象となる人は、保健医療、介護、福祉、住まい、就労、教育等に関わる課題や地域社会からの孤立などの課題を抱える全ての住民です。

【 重層事業における本市の実施体制 】



※令和8年1月末時点の情報
※重層的支援体制整備事業交付金の充当事業を中心に記載

1 属性を問わない相談支援

属性を問わない相談支援では「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「[アウトリーチ*](#)等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

包括的相談支援事業

課題を抱える本人の属性、世代、相談内容などに関わらず、どの相談窓口にも相談しても幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

相談を受け止めた機関だけで解決することが難しい場合は、必要に応じて適切な支援関係機関へつなぐなど、連携しながら対応します。

■ 現在の取組

- ・ 令和4（2022）年5月に福祉部門を山崎本社 みんなのあいプラザに集約し、相談支援拠点を整備しました。
- ・ 「どこに相談したらよいかわからない」といった人の相談を受け止める「相談まるごとサポートデスク」を令和4（2022）年5月に設置しました。
- ・ 関係部署へ、相談をつなぐ場合に活用するツールとして「[つなぐシート*](#)」を作成し、活用しました。
- ・ ひきこもり状態の人やその家族を支援する「はつかいちひきこもり支援ステーション（通称、はつステ）」を令和6（2024）年7月に設置しました。

■ 取組を踏まえた課題

- ・ 相談先や相談窓口を知らない人がいます。
- ・ 相談のしにくさから支援につながらない人がいます。
- ・ 気になる人や心配な人に気づきながらも、どうしたらよいかわからない人がいます。
- ・ つなぐシートを活用する機会が限られています。
- ・ 連携が不十分で相談支援機関等へのつながりが途切れる場合があります。

■ これからの取組

- ・ 相談窓口の周知のため、広報・ホームページやちらしに加え、相談窓口や社会資源情報を検索できる「はつかいちつながるネット（通称、はつネット）」の普及啓発に努めます。
- ・ 出張相談など身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 心配な人、気になる人の相談がしやすい環境づくりと啓発活動を推進します。
- ・ つなぐシートの効果的な活用について検討します。
- ・ 行政の窓口担当者や支援者などがお互いの顔や役割、強みを理解する機会を設定します。
- ・ 対象者の暮らし全体をとらえる視点を共有し、制度や担当分野の枠を超え、協力して生活を支援する体制づくりを進めます。

【 計画期間中の重点行動計画 】

取組	【 基盤整備 】 令和8年度 ～令和9年度	【 実践・運用 】 令和10年度	【 定着・発展 】 令和11年度 ～令和12年度
地域の中で相談につながる体制づくり	身近に相談できる場をつくる。	相談場所や相談機会を広げ、支援につながりやすくする。	相談体制が地域に根付き、気軽に相談できる仕組みになる。

多機関協働事業

従来の縦割りの体制を越え、分野を横断した協働・支援を推進するため、庁内の関係部署の係長級の職員が担う フィールドマネジャー (FM) *を中心に「相談支援ネットワーク会議」を開催しています。この会議は重層事業の中核となる場です。

複雑化、複合化した課題を抱える人や世帯への支援について支援関係機関の連携の下、課題の把握や支援の方向性の整理、役割分担といったケース全体の総合調整を「支援会議（本人同意なし）」・「重層的支援会議（本人同意あり）」において行います。また、個別課題から見えてきた、地域課題について相談支援ネットワーク会議で協議し、必要な社会資源等の創出について検討します。

■ 現在の取組

- ・ FMを中心とした相談支援ネットワーク会議を開催しています。
- ・ 相談支援ネットワーク会議では、現場での支援を担う職員を主な対象とし、ひきこもりや孤独・孤立といった課題をテーマとした情報共有や検討も行っています。
- ・ 参加者に守秘義務を課すことで情報共有と連携を円滑にする支援会議を実施しています。
- ・ 本人の同意のもと、具体的な支援内容や提供方法を検討する重層的支援会議を実施しています。

■ 取組を踏まえた課題

- ・ 相談支援ネットワーク会議に出席していない部署や民間企業等との連携が十分ではありません。
- ・ 支援ニーズが複雑化、複合化する中で、個々のケースに応じた的確なアセスメント力や分野を超えて支援を組み立てる力の一層の向上が求められています。

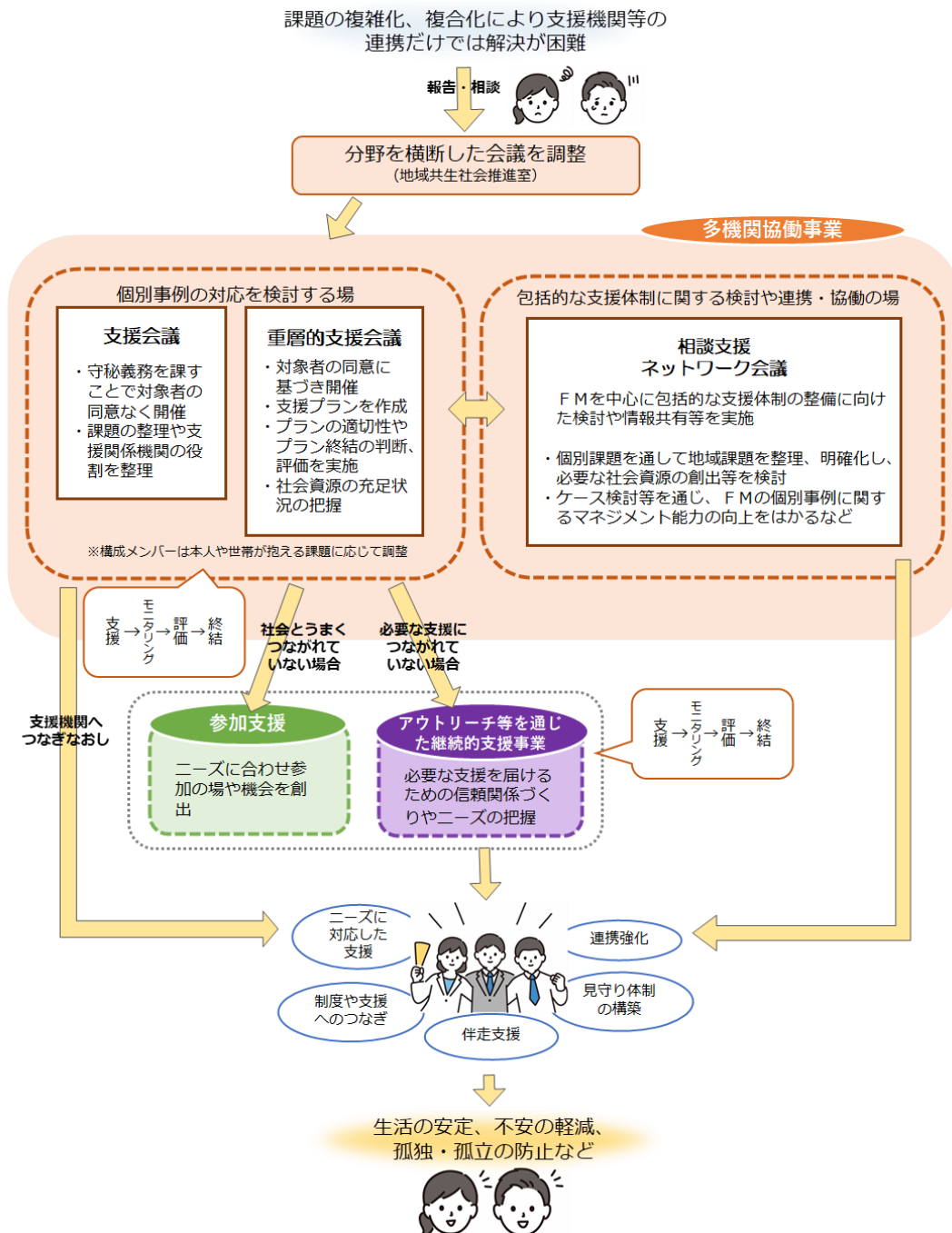
■ これからの取組

- ・ 相談支援ネットワーク会議に参加していない部署や民間企業等との連携を強化します。
- ・ 支援者の相談支援スキルやFMのケース全体のマネジメント能力の向上に、計画的に取り組めます。

【 計画期間中の重点行動計画 】

取組	【 基盤整備 】 令和 8 年度 ～令和 9 年度	【 実践・運用 】 令和 10 年度	【 定着・発展 】 令和 11 年度 ～令和 12 年度
連携の強化	多機関がつながり、役割や情報を共有できる基盤をつくる。	多機関が連携できるよう流れを整え、協働をすすめる。	分野横断による協働や支援の仕組みが定着する。
支援者のスキルアップ	スキルアップのためのプログラムを作成する。	プログラムを継続的に実施し、学び・実践・振り返りを通して連携の強化や理解と実践力を段階的に深化する仕組みにする。	

【 重層事業における多機関協働事業の機能と流れ 】



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関とのネットワークから地域の情報を広く収集します。また、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

■ 現在の取組

- ・ 既存のネットワークや事業などから支援対象者を把握し、必要な支援を提供しています。
- ・ 専門職が地域に出向き、相談の機会を提供しています。
- ・ 支援者同士の連携やスキルアップを目的とした勉強会、複雑化、複合化した課題を抱える人の支援に関する相談会を実施しています。

■ 取組を踏まえた課題

- ・ 各所属でアウトリーチを行うために必要な人員が不足しており、継続的な関わりや見守りなどが不十分です。
- ・ 複雑化、複合化した支援ニーズに支援者が対応できない場合があります。
- ・ ひきこもりやケアラーの把握が十分にできていません。

■ これからの取組

- ・ 市と見守り協定等を結んでいる民間企業との協議の場を設け、見守り・アウトリーチの連携体制を構築します。また、新たな連携先の開拓にも取り組みます。
- ・ ケース会議などを通し、支援関係機関同士の連携による伴走支援体制を強化します。
- ・ 複雑化、複合化した課題を抱える人の支援に関する助言などの支援者への支援を継続します。
- ・ ひきこもりの実態把握やケアラーへの支援をすすめるための連携体制を整えます。

【 計画期間中の重点行動計画 】

取組	【 基盤整備 】 令和8年度 ～令和9年度	【 実践・運用 】 令和10年度	【 定着・発展 】 令和11年度 ～令和12年度
見守り・アウトリーチの体制づくり	民間企業と連携のための基盤をつくる。	見守り・アウトリーチの取組を実践する。	連携先を拡大しながらネットワークを展開する。
ひきこもり支援	実態把握の調査を行うとともに、支援の体制の基盤をつくる。	地域のネットワークとも連携した早期発見・支援の流れを整える。	早期発見・支援の体制が定着する。

2 参加支援

孤独・孤立を防ぐため、社会とのつながりを持ちにくい人やその世帯に寄り添い、公的な制度、サービスのみならず、地域の社会資源を生かしながら居場所や役割につながるよう支援を行います。

また、本人の状態や希望に添った選択ができるよう、多様な支援メニューの創出と丁寧なマッチングを行います。

■ 現在の取組

- ・ 佐伯地域の「ナガスタ」は、地域の相談や交流、支援をつなぐ拠点として機能しています。
- ・ 本人だけでなく、家族や周囲の人が本人と社会をつなぐために市内の社会資源情報を検索できるはつネットを活用・運用しています。

■ 取組を踏まえた課題

- ・ ナガスタ以外にも相談や交流、支援のつなぎ役を担う場などが想定されるものの、その実態や役割が整理されておらず、既存の関係団体との連携状況も把握しきれていません。
- ・ はつネットを通して、支援や社会参加につながる人が限られています。
- ・ 制度による支援対応が中心となっており、人とのつながりを広げ、孤立を防ぐ取組が十分に展開できていません。
- ・ 多様な支援メニューを一緒に創出する仲間が不足しています。
- ・ 部署ごとに把握している社会資源情報が参加支援に十分に活用されていません。

■ これからの取組

- ・ 相談や交流、支援のつなぎ役を担っている地域資源を把握し、それぞれの役割を生かしながら、相談や支援を円滑につなぐ体制づくりを進めます。
- ・ はつネットの活用促進のため、掲載情報の充実や効果的な周知を継続します。
- ・ 各部署や協定企業等との連携を強化し、参加支援を企画・運用する仲間づくりに取り組みます。
- ・ 分野を超えた連携のもと、社会資源情報を集約・整理するとともに、社会とのつながりを支える伴走支援の体制を整えます。

【 計画期間中の重点行動計画 】

取組	【 基盤整備 】 令和8年度 ～令和9年度	【 実践・運用 】 令和10年度	【 定着・発展 】 令和11年度 ～令和12年度
はつネットの活用	活用の体験会などを通じた普及啓発活動を実施する。	市民の声を聞きながらより活用しやすいツールへと改善する。	資源情報の検索・共有ツールとして市民の暮らしに定着する。
社会とのつながりを創出する支援体制づくり	既存制度では社会とつながれない人への対応を通し、孤独・孤立対策の視点を共有する。	ニーズや課題を踏まえ民間企業と居場所や資源の創出を進める。	社会とのつながりづくりに向けた支援の体制が定着する。

参加支援の取組事例

～人と人をつなげる地域の拠点「ナガスタ」～

佐伯地域には、地域の人がにぎわうアップサイクル*のお店「ナガスタ」があります。

アップサイクルが人と人をつなげ、地域の人のやってみたい！と一緒に叶えたり、ふらっと気軽に立ち寄って話ができたり、こどもから高齢者まで世代を超えたつながりが自然とつくられる居場所になっています。

地域の人との日々の会話の中で、暮らしのお困りごとや健康に関する悩みなどを受け止め、支援関係機関と連携しながら地域のニーズに応じた活動を展開しています。

※いらなくなったもの、捨てられるものに、アイデアやデザインなどの新しい付加価値を加えて、別のものにアップグレードして生まれ変わらせること



3 地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を創出します。

地域で行われている個別の活動や人を把握し、人同士や人と居場所などをつなぐことでさらに活動が広がるよう働きかけます。

また、さまざまな分野の関係者や地域づくりの担い手が集い、学び合い、関係性を深めるための場を設定することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

■ 現在の取組

- ・ サロン、いきいき百歳体操、認知症カフェなど、地域主体の多様な居場所づくりを推進しています。
- ・ 「[生活支援コーディネーター（通称、SC）*](#)」を中心に、見守り活動や自分たちの地域について話し合う場としての協議体の設置など、住民の互助活動を推進しています。

■ 取組を踏まえた課題

- ・ 地域福祉の担い手不足により、活動の継続が難しくなったり、一部の活動者への負担の集中が起きている。
- ・ ご近所同士の関係性の希薄化やプライバシー意識の変化により、町内会単位での見守り活動が広がりにくい状況です。
- ・ 地域活動に関心がある人に必要な情報が届かず、活動につながりにくい状態です。
- ・ 協議体がなかったり、その位置づけにあっても目的や役割の共有がしきれておらず、十分に機能していないところがあります。

■ これからの取組

- ・ SCの活動をわかりやすく周知し、地域の人や団体、さまざまな取組をつなぐコーディネーターとしての役割が十分に発揮できるよう、計画的に取り組めます。
- ・ 誰もが無理なく関わられるよう、興味、関心をきっかけにした地域活動の企画・情報提供を行います。
- ・ 地域活動に関心がある人に情報が行き届くよう、周知を強化し、適切につなぐ仕組みづくりと参加から継続・定着に至るまでの伴走支援体制を整えます。
- ・ 地域の関心や日常の困りごとをきっかけに、自然な関わりの中で見守りや支え合いが生まれる仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域活動や課題を把握し、多様な主体への丁寧な働きかけや情報交換の場づくりを通して、協議体の段階的な設置と機能強化に取り組めます。

【 計画期間中の重点行動計画 】

取組	【 基盤整備 】 令和8年度 ～令和9年度	【 実践・運用 】 令和10年度	【 定着・発展 】 令和11年度 ～令和12年度
見守りや支え合いの仕組みづくり	地域の課題や暮らしの様子を共有し、住民同士がつながれる機会をつくる。	つながりが日常に定着するような意識づけを行う。	無理なく続けられる見守りや支え合いのネットワークとして発展する。

【3】 取組の評価

【2】取組の方向性に示す内容を推進していくために、進捗状況を把握・評価するための指標を設定しています。

相談支援ネットワーク会議の全体会において、年次評価を毎年実施し、適切な計画の進捗管理を行います。

事業	指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
相談支援	困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2%	60%
参加支援	はつネットの閲覧者（閲覧ユーザー）数の月平均	1,611人	3,600人
地域づくり	地域課題の検討が定期的に行われている小単位での話し合いの場※の割合	37.7%	60%

※ 住民活動の基本となる単位を圏域に応じ、廿日市圏域は字、佐伯・吉和・大野・宮島圏域は区として設置

第6章 成年後見制度利用促進（第2期廿日市市成年後見制度利用促進計画）

【1】 成年後見制度利用促進の基本的な考え方

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支えるための仕組みです。

高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は高まっていますが、十分に利用されていません。判断能力が十分でない人も、住み慣れた地域で尊厳を守って生活していけるよう、成年後見制度や意思決定支援などの周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

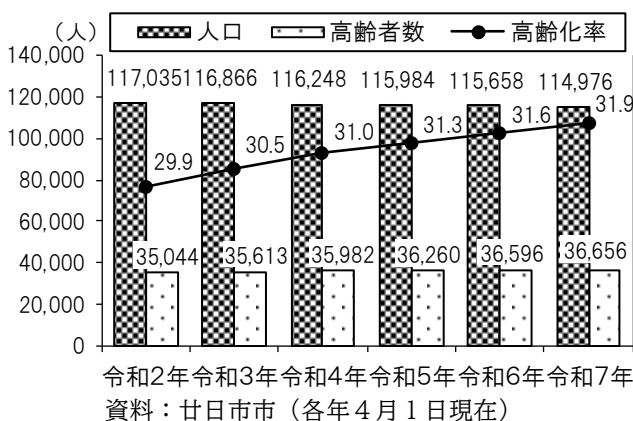
国においては、平成28（2016）年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、市町村は国の基本計画を勘案し「成年後見制度利用促進に関する施策の基本計画」の策定および必要な支援機関の設置・支援を行うよう努めることが定められました。令和4（2022）年3月には、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備が求められています。

これらを踏まえ、本市においては、本章を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置付け、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進と一体的に施策を進めます。

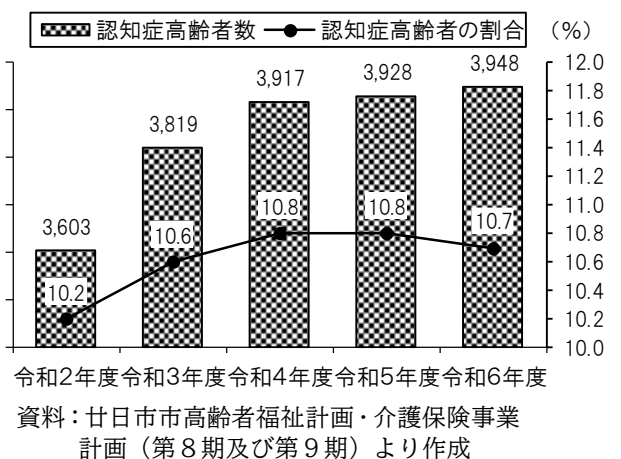
【2】 本市の状況

本市の高齢化率は、全国の傾向と同様に年々上昇しており、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の間で、認知症高齢者数は325人（約9%）の増加、高齢者数に占める認知症高齢者の割合も、令和2（2020）年と比較すると0.6ポイント上昇しています。

【 人口と高齢化率の推移 】

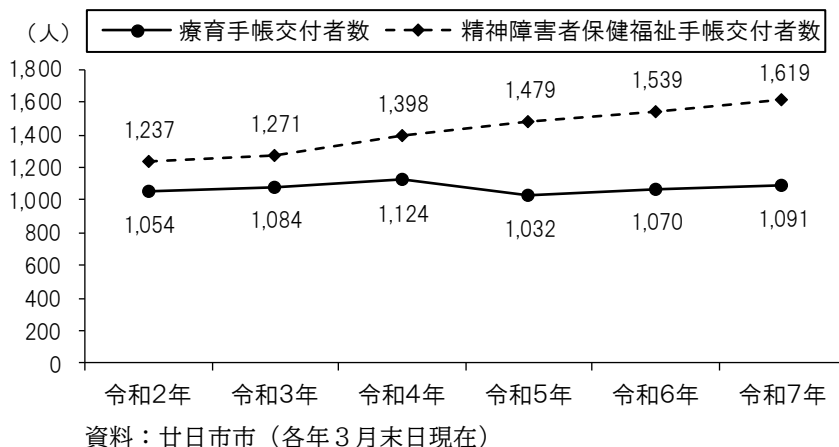


【 認知症高齢者数の推移 】



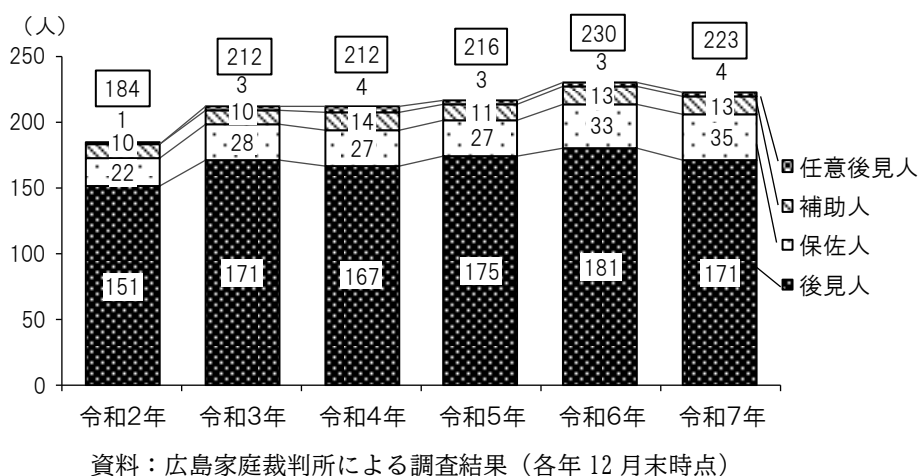
また、療育手帳交付者数や精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向で、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2（2020）年との比較で令和7（2025）年では382人（約31%）増加しています。

【療育手帳交付者数等の推移】



このような状況の中、本市の成年後見制度は、高齢者、障がい者など対象者別に対応しており、利用者数は令和2（2020）年の184人から、令和7（2025）年は223人と増加しています。

【成年後見制度利用者数の推移】



令和4（2022）年に中核機関として「成年後見利用促進センター」の設置や各専門機関をつなぐ「権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備」など、相談支援体制の強化や成年後見制度の普及啓発に取り組んできたことの成果が一定程度出ているものと考えられますが、対象者は今後も増加していくことが見込まれるため、成年後見制度の利用促進に向け、引き続き普及啓発や体制強化の取組が必要です。

【3】 前期計画の振り返り

第3期計画においては、成年後見制度が十分に利用されていない現状があることから、取組の方向性として「成年後見制度の普及啓発」「地域連携ネットワークと中核機関の整備」「成年後見制度の利用促進」「担い手の育成・活動の促進」の4つを掲げ、取組を進めてきました。

地域連携ネットワークの整備を進めるにあたり、令和4（2022）年には中核機関として「成年後見利用促進センター」を開所し、各専門機関の連携体制を強化するための協議会として「廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」を立ち上げ、早期の段階からの相談対応や成年後見制度の普及啓発、成年後見制度による支援体制の構築などに取り組んできました。

相談しやすい環境や支援の強化に向けた体制整備は進んできたものの、現時点でも、対象者の家族や一般市民の制度に対する正しい理解が広まっていない、という意見や金融機関において認知症高齢者の対応に苦慮する事例もあるなど、制度の普及啓発や利用促進に引き続き取り組んでいく必要があります。

【4】 取組の方向性

1 成年後見制度の普及啓発

- ▷ 成年後見制度の周知
- ▷ 成年後見利用促進センターの周知
- ▷ 市民公開セミナー、出前講座の開催

広報紙やちらし、ホームページ等を活用し、成年後見制度や成年後見利用促進センターについて、周知します。また、市民の正しい理解に向けて市民公開セミナーや出前講座を開催し、成年後見制度等の普及啓発を行います。

2 成年後見制度の利用促進

- ▷ 弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職相談の充実
- ▷ 受任調整会議の開催、意思決定支援の普及啓発
- ▷ 成年後見制度利用支援事業
- ▷ 後見人等への支援
- ▷ 市長申立ての周知

専門職相談会の開催など、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に相談できる機会を充実させます。

制度の利用に際し、できるだけ本人の意思が尊重されるよう、受任調整会議により適切な後見人等を選任するなど、関係機関等で連携し、支援を行います。また、できるだけ自身での意思決定に向けて支援を行う、意思決定支援の考え方について、普及・啓発を行います。

成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難な人に対し、成年後見人等報酬の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。

後見人等からの相談に対して助言を行うとともに、専門職や関係機関等と連携しケース検討を行うなど、後見人等に対する支援に取り組みます。

3 担い手の育成・活動の促進

▷ 市民後見人の育成

▷ 市民後見人の活動支援

成年後見制度の需要が高まっていく中、後見人となる人材の育成や活動を支援する必要があります。

担い手確保に向けて市民後見人の周知や育成を推進するとともに、専門職との連携や研修の実施等により、受任後も安心して後見活動ができるよう支援を行います。

4 地域連携ネットワークの充実

▷ 権利擁護支援地域連携ネットワーク会議の開催

▷ 金融機関との連携

▷ 身寄りのない高齢者への支援体制

権利擁護の要として、地域連携ネットワークにおいて、関係機関や専門職等の連携をより強化し、中核機関の円滑な推進に向けての協議を行います。特に、財産の管理においては金融機関との連携が重要となるため、金融ミーティング等を通して、事例の共有や解決策の検討などにより金融機関における成年後見制度の理解促進を行いながら、連携体制の整備を進めます。

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域の多様な団体が連携して支援する環境の整備に取り組み、日常生活の緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進します。

【5】 取組の評価

指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度の認知度（65歳以上） (出典：高齢者福祉に関するアンケート調査)	53.5%	60.0%
市民後見人人材バンクの登録者数	11人	16人

第7章 再犯防止・更生支援（第2期廿日市市再犯防止推進計画）

【1】 再犯防止・更生支援の基本的な考え方

本市では、第3期地域福祉計画に包含する形で再犯防止推進計画を策定し、地域全体で更生支援への理解を深めることを目的とした「社会を明るくする運動」への参加を中心に、再犯防止に関する啓発に取り組んできました。しかし、再犯防止には、啓発活動にとどまらず、関係機関との連携を行い、継続的な支援体制の構築が不可欠です。

犯罪や非行をした人の中には高齢や障がい、住居がないなどの問題を抱え、地域での生活をしていく上で、必要な支援を受けられず、再度の犯罪や非行に至り、社会復帰につながらないという現状が問題となっています。

こうした犯罪や非行をした人を、地域社会で孤立させることなく、社会復帰につなげるためには、刑事司法手続きの中だけでなく、犯罪被害者等に対して最大限配慮をした上で、継続的に支援を行い、保護司*会や更生保護女性会などの関係団体との連携が重要となってきます。

国においては「再犯防止推進法（平成28年法律第104号）」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。令和5（2023）年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においては、本章を「地方再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安心して暮らし続けることができる地域を実現することを目的として、地域福祉の取組と一体的に施策を推進します。

～社会を明るくする運動とは～

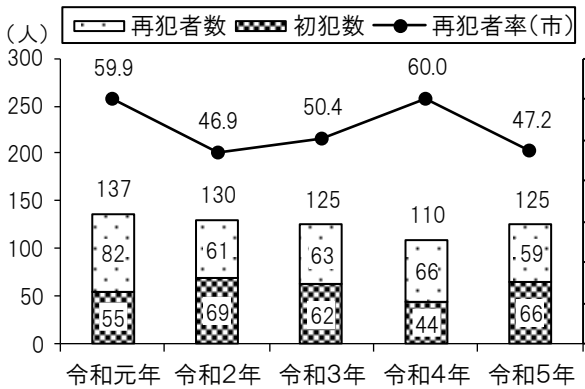
保護司会や更生保護女性会などが中心となって、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生への理解を深め、安全で安心な地域社会を築こうとする運動のことです。



【2】 本市の状況

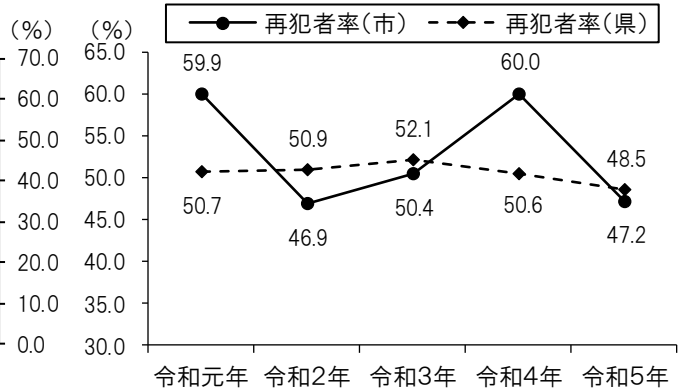
令和元（2019）年と令和5（2023）年を比較すると、再犯者数と再犯者率は、82人から59人、59.9%から47.2%と減少しています。また、再犯者率の推移を広島県と比較してみると、令和元（2019）年、令和4（2022）年を除き、ほぼ同水準となっています。

【 刑法犯検挙者・再犯者数の推移 】



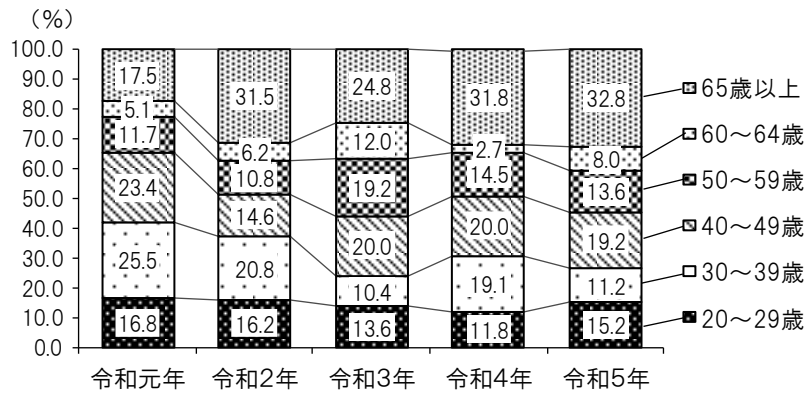
資料：中国矯正管区の統計資料より作成

【 再犯者率の推移（広島県との比較） 】



刑法犯検挙者数を年代別にみると、令和元（2019）年の時点で、30～39歳が25.5%と最も高く、令和5（2023）年では、65歳以上の方が32.8%と最も高くなっています。

【 刑法犯検挙者数の年代別構成比 】



資料：中国矯正管区の統計資料より作成

【3】 前期計画の振り返り

本市における刑法犯検挙者（少年を除く）に占める再犯者の割合は令和5（2023）年時点で47.2%となっており、第3期地域福祉計画策定当時（令和元（2019）年時点）の59.9%から12.7ポイント減少したものの、犯行時の年齢は65歳以上が32.8%となっており、令和元（2019）年時点の17.5%と比較すると15.3ポイント増加し、高齢者の割合が高くなっています。

高齢者の割合が高くなっていることについては、保護司会において、住居も仕事もあるが人と関わることが苦手で、寂しさから再犯にいたってしまうケースが高齢者に多い、という話もあり、孤独・孤立の解消も課題の一つと考えられます。

第3期地域福祉計画において、再度の犯行、非行の防止という観点を踏まえ、具体的な取組が十分ではないという現状があることから、就労の確保や住居の確保について、関係部署・関係機関と連携をし、より具体的な取組の検討と推進が必要です。

令和4（2022）年6月には保護司会が更生保護活動を行う活動拠点として「更生保護サポートセンター」が開設、また、令和7（2025）年4月には、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めた「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

今後もより一層、保護司会、更生保護女性会などの関係団体との連携を強め「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）でのあいさつ運動」などへの参加に加え、日々の活動の支援や周知をする必要があります。

【4】 取組の方向性

犯罪や非行をした人が地域で孤立することがないように、関係団体と連携しながら、第3期地域福祉計画の方向性を継承し取り組みます。

策定過程での保護司会からの主な声



- ・ 今の活動を継続していく必要がある。
- ・ 再犯防止や「社会を明るくする運動」について、こういった取組なのか、市民に伝わっていないので、周知方法を考えないといけない。

1 就労の確保

刑期を終えて出所した人や執行猶予中の人が社会の中で自立した生活を送るため、さまざまな支援の機関が協力し、再び罪を犯すことがないように、きめ細かな就労支援や離職防止に、引き続き取り組みます。

2 住居の確保

福祉関係者や不動産団体等の関係機関と連携し、住宅確保のため、支援のあり方を検討します。

3 関係機関・団体との連携

廿日市地区保護司会、廿日市地区更生保護女性会等の活動を支援するとともに「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）でのあいさつ運動」などの活動を積極的に周知を行うことで、地域全体で再犯防止や更生支援に取り組む機運の醸成を図ります。また、司法や福祉専門職等と連携し、更生支援に取り組めます。

【5】 取組の評価

指標	現況値 (令和5年)	目標値 (令和12年)
刑法犯検挙者における再犯者率	47.2%	現況値以下

第8章 自殺対策(廿日市市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」(第3次))

【1】 自殺対策の基本的な考え方

自殺対策基本法の制定以降、自殺が社会的な問題として認識されるようになり、全国の自殺者数は3万人台から2万人台へ推移してきました。令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一時的に増加に転じたものの、その後は再び減少傾向となり、令和6(2024)年の自殺者数は20,320人と過去2番目に少ない水準になっています。しかしながら、小中高生の自殺者数が過去最多の529人となるなど、依然として深刻な状況が続いていることから、令和7(2025)年6月に自殺対策基本法が改正され、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことが明記されました。

本市においては、平成28(2016)年の自殺対策基本法改正に基づき、平成31(2019)年3月に「廿日市市自殺対策計画(いのち支える廿日市プラン)」を策定し、関係機関等と連携を図りながら対策に取り組んできました。令和6(2024)年3月には、「廿日市市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」(第2次)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、全ての市民が「つながりや幸せを実感しながら暮らせるまち」の実現を目指してきました。

この度、自殺対策の更なる強化を図るため「第4期廿日市市地域福祉計画」に包含し、一体的な計画として「廿日市市自殺対策計画「いのち支える廿日市プラン」(第3次)」(以下「第3次計画」という。)を策定します。本章を第3次計画として位置付け、分野、世代に関わらず、相談を受け止め伴走支援する重層的支援体制整備事業や地域福祉と関連した自殺の要因となる課題の把握及び取組との連動により、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

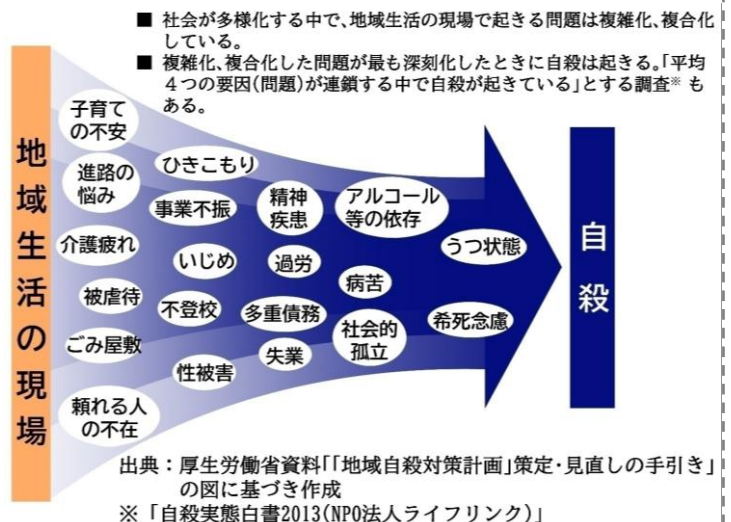
なお、「自殺」「自死」の定義や用法についてはさまざまな見解があります。本計画においては、行為を表す場合は「自殺」、遺族等に関する場合は「自死」と表記し、状況に応じて用語を使い分けるものとします。

～包括的な支援体制の構築の必要性～

自殺は、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな社会的要因があることが知られており「その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題」とWHOは明言しています。

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、包括的な取組が重要であり、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

【自殺の危機要因イメージ図】

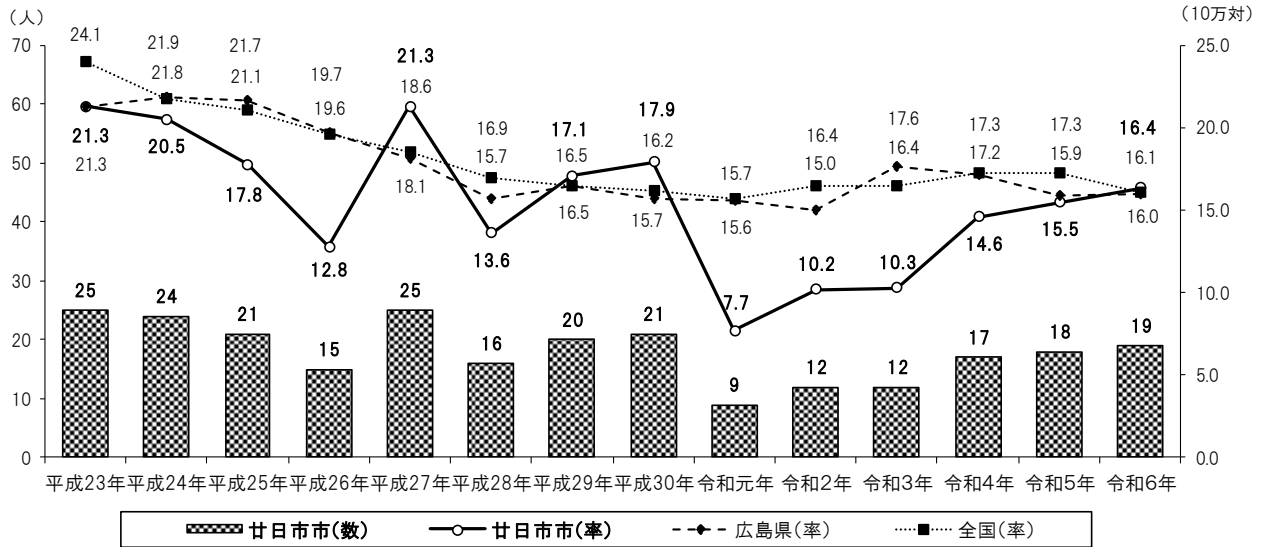


【2】 本市の状況

1 自殺者数及び自殺死亡率*

本市の自殺者数及び自殺死亡率は、令和元（2019）年に減少しましたが、その後増加しており、令和6（2024）年には自殺死亡率が全国や広島県の値を上回っています。

【 自殺者数及び自殺死亡率の推移 】



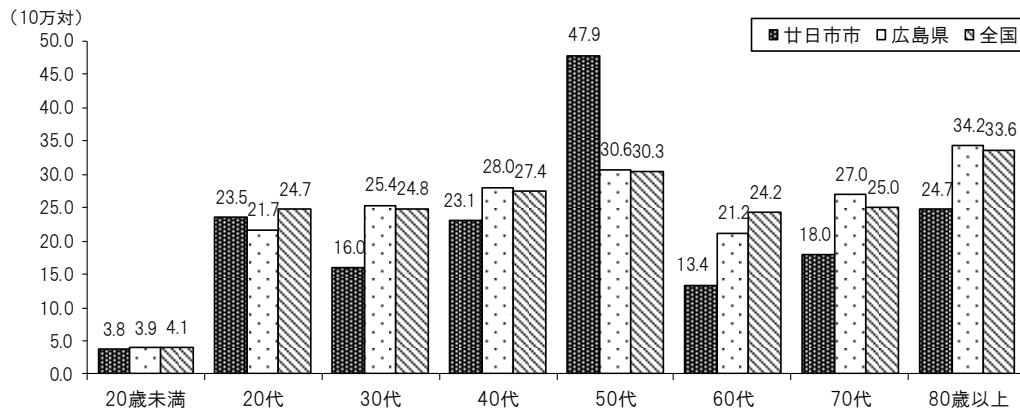
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

* 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算した値のこと。

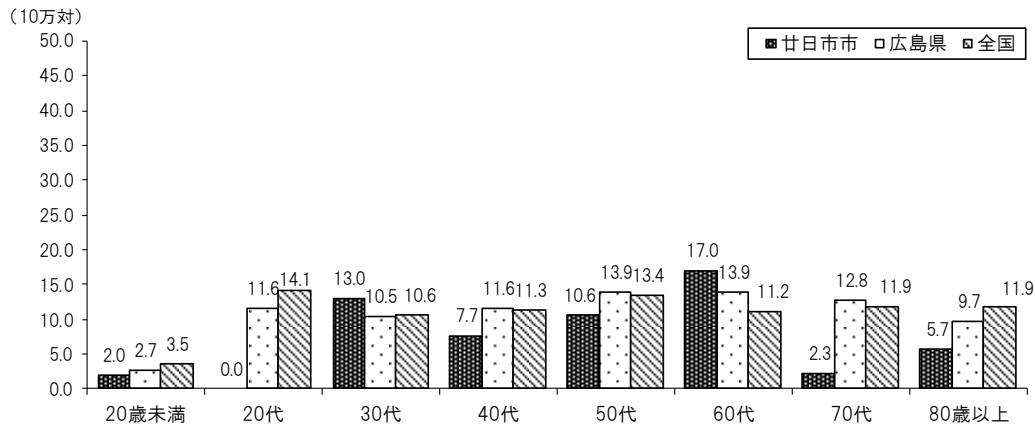
2 自殺者の年齢別自殺死亡率

本市の自殺死亡率を年齢別にみると、男性では、全国や広島県と比べ50代が高くなっています。また、女性では、全国や広島県と比べ30代、60代がやや高くなっています。

【 年齢別自殺死亡率（男性） 】



【 年齢別自殺死亡率（女性） 】



注：令和2年から 令和6年の合計

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

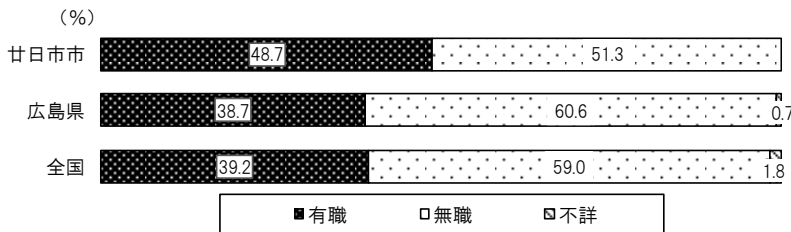
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日現在）

3 自殺者の有職無職の割合及び同居人の有無

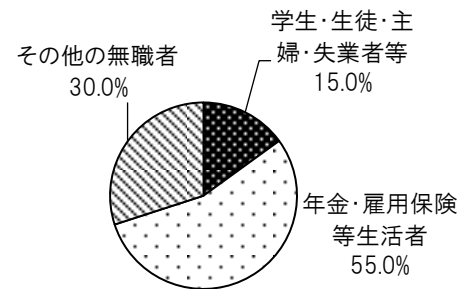
本市の自殺者の有職無職の割合をみると、自殺者数全体に占める無職の割合は、全国や広島県と比べ低くなっています。無職の内訳をみると、年金・雇用保険等生活者が55.0%と全体の半分以上を占めています。

また、同居人の有無別割合をみると、広島県と比べ男女共に「有」の割合が高くなっています。

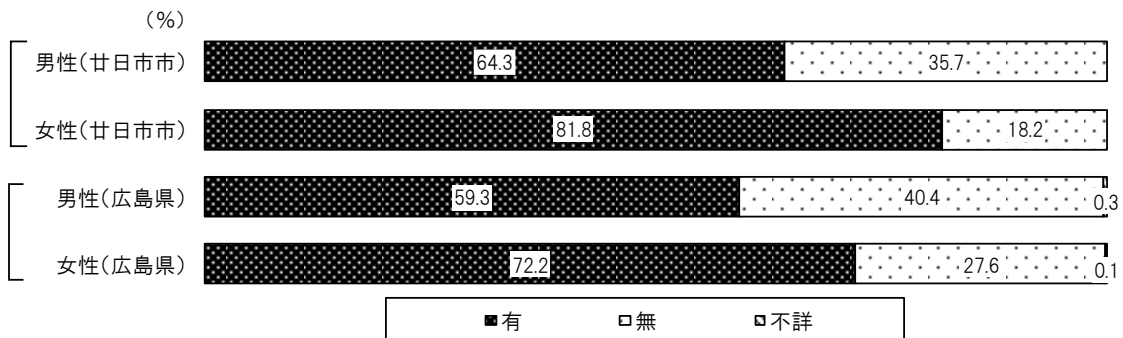
【 自殺者の有職無職の割合 】



【 無職の内訳 】



【 同居人の有無 】



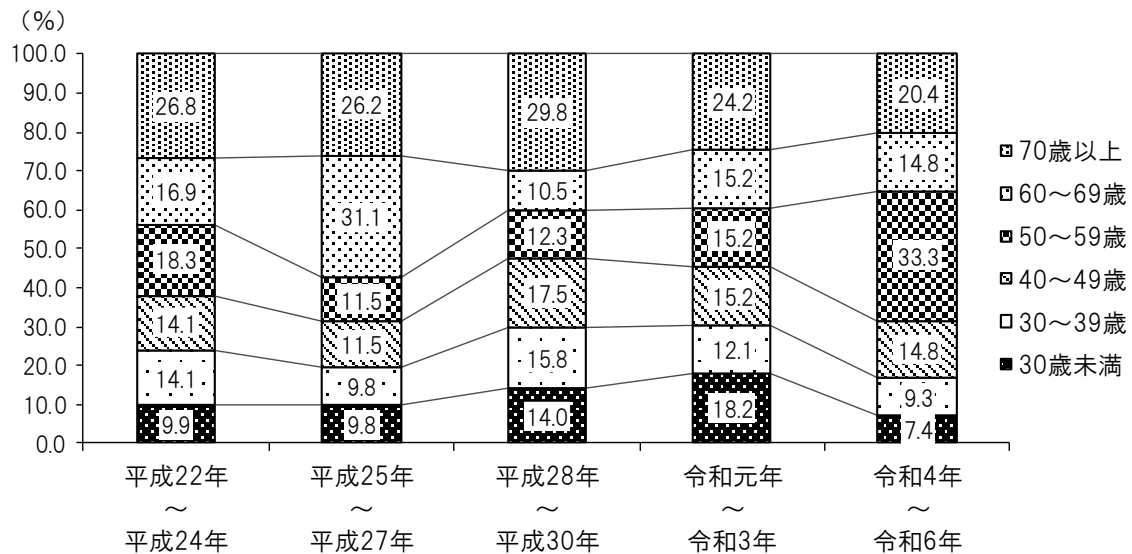
注：令和2年から令和6年の合計

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4 年代別の自殺の状況

本市の自殺者数の年代別割合の推移をみると、50～59歳の割合が増加しています。

【年代別自殺者推移】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5 自殺の特徴

「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の主な自殺の特徴は次のとおりです。

【主な自殺の特徴（令和元年～令和5年の合計）】

上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路
男性 40～59 歳有職 同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上無職 独居	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 40～59 歳有職 独居	配置転換（昇進／降格を含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
女性 60 歳以上無職 同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 20～39 歳有職 同居	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

注：「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）を参考に推定したもの。
資料：地域自殺実態プロファイル

現状のまとめ

- ▶ コロナ禍以降、全国・広島県の傾向と反して本市の自殺者数及び自殺死亡率は増加傾向となっています。
- ▶ 全国や広島県と比べ、男性 50 代、女性 30 代及び 60 代の自殺死亡率が高くなっています。
- ▶ 平成 28 (2016) 年～平成 30 (2018) 年においては、70 歳以上の自殺者の割合が 29.8% と高齢者の占める割合が 3 割程度ありましたが、その後減少傾向です。一方で、50～59 歳の割合が増加しており、令和 4 (2022) 年～令和 6 (2024) 年において、約 3 割となっています。30～49 歳とあわせると 57.4% となり、約 6 割を働く世代が占めています。
- ▶ 全国では、小中高生の自殺者数が増加しているものの、本市において増加はみられていません。しかし、全国の動向を踏まえ、今後も慎重に状況を注視する必要があります。

【3】 廿日市市自殺対策計画（第 2 次）の振り返り

1 計画全体の数値目標の達成状況

- ・ 第 2 次計画において、自殺総合対策大綱に基づき、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の過去 5 年平均を 2 年間で 6 % 減少させることを目指し、令和 7 (2025) 年度の目標値を 11.4^{※2} に設定しました。
- ・ 令和 2 (2020) 年以降、自殺者数が増加しており、令和 7 (2025) 年度時点で自殺死亡率 13.4^{※2} と、目標値に達していません。

【自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）（過去 5 年平均）】

第 2 次計画策定時 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)
12.1 ^{※1}	11.4 ^{※2}

現況値（令和 7 年度）

13.4^{※2}

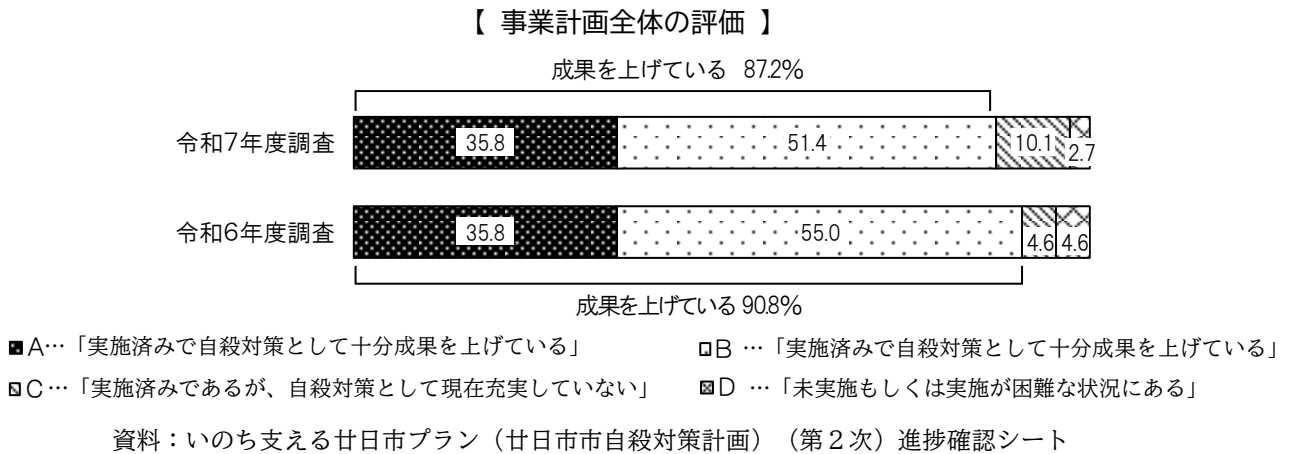
※ 1 自殺死亡率の平成 30 年～令和 4 年の平均

※ 2 自殺死亡率の令和 2 年～令和 6 年の平均

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 事業計画全体の評価

第2次計画の取組として設定した施策に対する具体的な取組の全109項目において、取組の成果を4段階で評価した結果「成果を上げている」（下記のAまたはBと評価された項目）と評価した割合は、令和6（2024）年度調査で90.8%、令和7（2025）年度調査で87.2%でした。



3 各施策の取組状況及び課題

施策の方向性 1	地域におけるネットワークの強化
----------	-----------------

【 これまでの取組 】

- ・ 「廿日市市自殺対策推進本部」における協議を通して、庁内の総合的な自殺対策を推進するための体制整備を行いました。
- ・ 健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」において、自殺の現状や取組を共有し、関係機関・団体と連携した全市的な計画の推進を図りました。
- ・ 支援の入口として相談まるごとサポートデスクで相談を受け止め、切れ目なく支援することができるよう「つなぐシート」を作成するなど、相談支援体制や相談機能の充実を図りました。
- ・ 関連計画における施策との整合性を図り連携しながら事業を推進しました。
- ・ 地域で行われている事業や活動を、必要とする人や地域につなぐため、情報共有や連携を行いました。（廿日市市社会福祉協議会）
- ・ 学生が、地区サロンの活動やこども食堂に参加し、地域での健康づくり支援や交流の機会を作りました。（日本赤十字広島看護大学）

【 今後の主な課題 】

- ▶ 全庁的な推進体制の整備や地域の関係機関・団体等との連携を推進することができていますが、今後も市内及び市外ネットワークにおいて自殺対策を総合的に推進し、自殺の現状や地域の状況に応じて更に連携による取組を推進する必要があります。
- ▶ 自分からSOSを発信できない人へのアプローチや、多様化、複雑化する生活課題を抱える人に対する予防的な取組が必要です。関係者や地域等のネットワークを活用しながら、必要な支援が届いていない人を把握したり、関係機関や関連事業と連動しながら相談支援を推進していく必要があります。

施策の方向性2

自殺対策を支える人材の育成

【 これまでの取組 】

- ・ [ゲートキーパー](#)*に関する動画を作成、周知し、ゲートキーパーの普及を図りました。
- ・ 市職員や小中学校の生徒指導主事等に対してゲートキーパー養成講座を実施しました。
- ・ 薬剤師会、日本赤十字広島看護大学、廿日市商工会議所、企業を対象としたセミナーと連携して、ゲートキーパー養成講座を実施しました。
- ・ 精神保健福祉関係者を対象とした研修やかかりつけ医と精神科医の連携を推進するための研修を実施しました。（県）
- ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座を実施しました。（廿日市市社会福祉協議会）

【 今後の主な課題 】

- ▶ 今後も啓発を継続してゲートキーパーの普及に取り組むとともに、さまざまな機関や団体と連携し、自殺対策の人材育成を進めていく必要があります。

施策の方向性3

住民への啓発と周知

【これまでの取組】

- ・ 悩みごとに関する相談先をまとめた相談窓口カードを作成して配布や設置を行い、相談窓口の周知を図りました。
- ・ 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に、[デジタルサイネージ](#)*やSNS、図書館展示などで啓発を行ったり、二十歳のつどいで啓発リーフレットを配布し、自殺対策に関する正しい情報の普及を図りました。
- ・ こころの健康づくりや精神疾患の理解に関する講演会等を実施しました。
- ・ 親子健康手帳交付時に、産後うつなどに関する啓発を行いました。

【関連する既存のアンケート調査結果※】

- ・ 相談機関を「知らない」と回答した人は42.8%で、年代別にみると男女共に「知らない」と回答した人は60代が最も高くなっています。

※ 廿日市市健康増進計画「健康はつかいち21」（第3次）策定にかかる調査（令和4年度実施）

【今後の主な課題】

- ▶ さまざまな対象や機会に、相談窓口や自殺対策に関する周知啓発を継続して行う必要があります。

施策の方向性4

自殺未遂者や遺された人への支援

【これまでの取組】

- ・ 死にたい思いにとらわれた人の支援を話し合う場に弁護士を無料で派遣しました。（広島弁護士会）
- ・ 大切な人を自死により亡くした人がともにわかちあえる場「自死遺族のわかちあいのつどい」を実施しました。（県）

【今後の主な課題】

- ▶ 弁護士派遣事業や法的支援の必要性が十分に周知されるよう啓発に取り組む必要があります。
- ▶ 「自死遺族のわかちあいのつどい」の実施や場の周知など、継続して自死遺族の支援が必要です。

【これまでの取組】

- ・ 小中学校において、こどもの自己有用感を高める「つながり支援プロジェクト」に取り組んだり、安心して学べる学校づくりのため、中学生自らが課題解決に向けた議論を行う生徒サミットを実施しました。
- ・ いじめ防止対策の推進や早期発見、未然防止のため、廿日市市いじめ防止対策委員会を実施しました。
- ・ 不登校又は不登校傾向の児童生徒に心安らぐ居場所や学習の機会を提供することも相談室を開設しました。また、同じ悩みをもつ人たちの交流の場を設けました。（社会福祉協議会）
- ・ 市内小中学校の教職員を対象としたメンタルヘルスに係る研修や生徒指導主事を対象としたゲートキーパー養成講座を実施しました。
- ・ 地域学校協働本部において、ボランティアに対し、こどもたちと接する際に留意することや相談先について周知しました。
- ・ こどもLINE相談の実施や「こどもの人権SOSミニレター」の配布を行い、家庭や学校以外の相談先として困りごとや悩みごとを受け止めました。（廿日市人権擁護委員協議会）
- ・ 自殺につながるおそれのあるハイリスクの児童生徒を支援したり、悩みを早期発見できるような身近な存在であるこどもつながり支援員を市内の小中学校に配置しました。
- ・ 日本赤十字広島看護大学と連携し、学生を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。

【今後の主な課題】

- ▶ 全国的に小中高生の自殺者数の増加が問題になっていることから、児童生徒の自殺を防ぐための取組を強化する必要があります。
- ▶ 関係課や関係機関・団体との連携のもと、困難やストレスに直面した児童生徒及び学生がSOSの声をあげられるような取組を推進します。あわせて、インターネット及びSNSが児童生徒の生活に身近なツールとなっている現状を踏まえ、適正な利用に関する啓発を行うとともに、大人が児童生徒及び学生の助けを受け止められる体制の構築・強化が必要です。

施策の方向性 6

産業保健分野と連携した働く世代への支援

【これまでの取組】

- ・ 産業経済団体と協働し、ワークライフバランスや働き方改革等に関するさまざまな情報について周知啓発を行ったり、市内事業者や創業希望者の取組を支援しました。
- ・ 企業を対象としたセミナーや廿日市商工会議所と連携し、ゲートキーパー養成講座を実施しました。
- ・ 市職員に対して、メンタルヘルスに関する研修を実施しました。

【今後の主な課題】

- ▶ 本市では、50代の自殺者の割合が高くなっており、引き続き働く世代への取組の強化が必要です。
- ▶ 関係所属及び関係機関・団体と連携し、引き続きさまざまな機会を通じて、相談窓口やメンタルヘルスに関する周知啓発を行う必要があります。

施策の方向性 7

高齢者特有の課題を踏まえた自殺対策の推進

【これまでの取組】

- ・ 地域ケア会議を開催し、多職種・関係機関と連携し、高齢者に係る地域課題解決に向けた地域のネットワークづくりを推進しました。
- ・ 介護予防・生活支援員養成講座を実施し、高齢者の生活支援体制の構築と社会参加を図りました。
- ・ 閉じこもりや孤立をなくし、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりのため、小地域で取り組む見守り活動を推進しました。（廿日市市社会福祉協議会）
- ・ 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい知識の普及啓発を図りました。また、認知症地域支援推進員による相談支援、認知症初期集中支援チームの活動、もの忘れ相談会等の実施を通して、認知症や認知症が疑われる人を支援しました。加えて、認知症高齢者を介護する家族の支援を行うやすらぎ支援員の養成と派遣を実施しました。
- ・ 高齢者の身近な支援者である民生委員・児童委員等に動画を用いてゲートキーパーについて周知・啓発しました。また、民生委員・児童委員が日頃の見守りや健康不安を含むさまざまな相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぎました。
- ・ 地域包括支援センターにおいて、介護者の相談や高齢者の医療、介護、保健福祉等のさまざまな相談に応じました。
- ・ 地域での見守りや社会参加の場として通いの場（いきいき百歳体操等）の推進を行い、専門職が出向いて相談や講座などを実施しました。
- ・ 社会参加を促進するため、老人クラブ活動や老人クラブ加入のきっかけづくり等の支援を実施しました。
- ・ 廿らっプラチナボランティア制度により、地域のボランティア活動を通じた社会参加の推進を図りました。
- ・ ちょっとひと息医療とふくしの相談室の実施や廿らっサロンへの講師派遣を通し、高齢者の健康不安に対する支援を行いました。（廿日市市五師士会）

【 関連する既存のアンケート調査結果※ 】

- ・ アンケート調査において、不満、悩み、苦勞などによるストレスの内容を年代別にみると、60代以上では、自分の健康や病気に関することが一番多くなっています。

※ 廿日市市健康増進計画「健康はつかいち21」（第3次）策定にかかる調査（令和4年度実施）

【 今後の主な課題 】

- ▶ 生活支援体制の整備、地域包括ケアシステムの推進により、見守り支え合う地域づくりや相談支援体制を整備してきましたが、孤独・孤立、認知症への対応など、高齢者を取り巻くさまざまな課題に対し、市内の関係部局や関係機関・団体、民間事業者、地域住民等と連携した取組の推進が今後必要です。
- ▶ 令和元（2019）年から令和5（2023）年の自殺の実態によると、本市では男女とも60歳以上の無職の方の自殺の割合が高くなっており、またアンケート調査においても健康・病気によるストレスを感じている人が多いことから、引き続き、健康や健康不安への支援が必要です。

施策の方向性8

生活困窮者支援と自殺対策の連動

【 これまでの取組 】

- ・ 税や保険、水道、住宅などの窓口において、生活困窮などの課題を把握した場合には、はつかいち生活支援センター等への相談につなげ、連携して対応を行いました。
- ・ 15～49歳までの就労希望者に対し、相談や研修、情報提供等を実施しました。（広島地域若者サポートステーション）
- ・ 無職者や就労希望者に対して、職業相談、職業紹介を実施しました。（ハローワーク廿日市）
- ・ 生活保護受給者の課題に応じた相談や支援と、経済的な困りごとや生活、仕事、家族、健康などさまざまな課題を抱えた生活困窮者の相談に応じ、相談者と一緒に解決策を考え、自立に向けた支援を実施しました。

【 今後の主な課題 】

- ▶ 各窓口において、把握した問題に応じて関係部署へつなげることができており、連携した支援の必要性や自殺対策に対する認識の高まりがうかがえます。引き続き、連携して支援する体制を整えていく必要があります。
- ▶ 多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行う必要があります。

【 これまでの取組 】

～孤独・孤立を防ぐ取組の推進～

- ・ 各市民センターにおいて各世代に応じた講座を開催し、誰もが気軽に訪れることができるよう居場所づくりを推進しました。
- ・ はつかいちひきこもり支援ステーション「はつステ」を設置し、ひきこもりに関する相談支援を行いました。
- ・ 複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施しました。
- ・ 安心して自由な時間を過ごし、元気を取り戻してもらうことを目的に、同じ悩みをもつ人たちの交流の場として不登校のこどもの居場所・ひきこもりの若者のサロンを実施しました。(社会福祉協議会)

～妊産婦・子育てをしている保護者への支援～

- ・ 産前産後サポートセンター及び各ネウボラにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開しました。
- ・ 産後ケア事業を実施しました。
- ・ 母子保健推進員と連携し、乳児家庭全戸訪問を実施し、子育てに関する情報の提供や必要に応じて支援につなぎました。
- ・ 乳幼児健診未受診者を訪問し、受診勧奨や虐待防止のための見守りを実施しました。
- ・ 各市民センターや子育て支援センターにおいて、保護者が集い、交流できる場を提供し、育児不安の軽減を図りました。

～障がいのある人への支援～

- ・ 関係機関と連携し、障がい者虐待に関する相談対応や虐待防止ネットワーク会議を実施しました。
- ・ 自殺願望やうつ病等がある人への相談支援を実施しました。
- ・ 心の不調を抱える個別ケースについて、精神科医による相談支援を実施しました。(県)

～アルコール関連問題を抱える人や家族の支援～

- ・ 特定保健指導において、アルコール使用障害スクリーニング(AUDIT)を使用し、必要に応じて支援を行いました。
- ・ イベントや健康教室で、アルコールパッチテストを活用し、飲酒量やアルコールによる健康への影響について普及啓発を行いました。
- ・ お酒に悩む人たちが集まり、断酒の継続を目的とした活動を行いました。(広島断酒ふたば会)

【 関連する既存のアンケート調査結果※ 】

- ・ 不満、悩み、苦勞、ストレスがある際の対応として、7.9%の人が「酒やたばこで気をまぎらわしている」と回答しており、性別で見ると特に男性で高くなっています。

※ 廿日市市健康増進計画「健康はつかいち21」（第3次）策定にかかる調査（令和4年度実施）

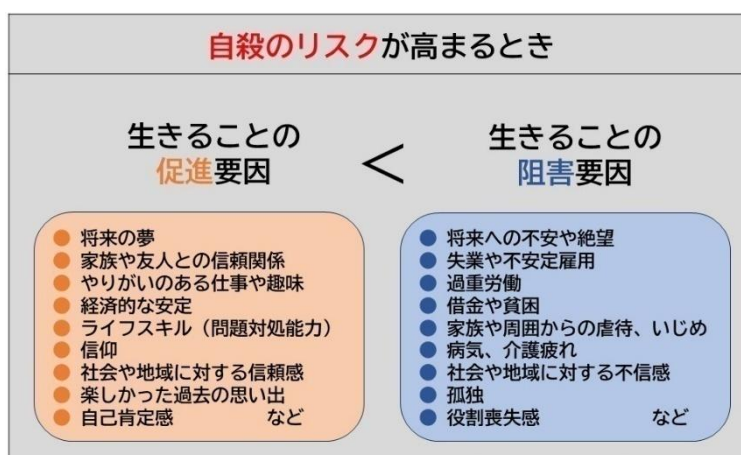
【 今後の主な課題 】

- ▶ 自殺に追い込まれるリスクは、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに高くなると言われています。引き続き、各世代や分野の課題に応じて、孤独や社会的困難等の「生きることの阻害要因」を減らすとともに、一つでも多くの「生きることの促進要因」を増やす取組の推進が必要です。

～自殺対策は生きることの包括的な支援～

自殺対策では、「生きることの“阻害”要因」を減らす取組に加えて、「生きることの“促進”要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて地域全体の自殺リスクを低下させることが重要です。

さまざまな分野の幅広い取組や連携を通じて、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進する必要があります。



出典：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)

【4】 取組の方向性


第4期地域福祉計画の基本理念に基づき、自殺対策の目指す姿を「つながりで守る かけがえのない“いのち”と みんなの幸せ」とし、さまざまな特性や資源にあふれた地域で、保健、福祉の分野のみならず、医療、教育、介護、産業、就労、住まいなど、分野を越えて「つながり」尊い大切な「かけがえのない“いのち”」を守り、本市に暮らす全ての世代の人が自分が自分らしく尊重されて「幸せ」を感じながら暮らせるまちを目指します。

本市の現状や国の動向を踏まえ「こども・若者のいのちを守る取組の推進」及び「働く世代への支援」を強化する事項とし、取組の方向性を次のとおりとしました。

取組の方向性

1. 地域におけるネットワークの強化	2. 自殺対策を支える人材の育成	3. 住民への啓発と周知	4. 自殺未遂者や遺された人への支援	5. こども・若者のいのちを守る取組の推進 	6. 働く世代への支援 	7. 高齢者特有の課題を踏まえた自殺対策の推進	8. 生活困窮者支援と自殺対策の連動	9. その他の世代や分野に応じた取組の推進（孤独・孤立、妊産婦・子育て世代、障がいのある人、依存症関連問題等）
--------------------	------------------	--------------	--------------------	--	--	-------------------------	--------------------	---



 …強化する事項

取組の方向性1 地域におけるネットワークの強化

- ▶ 多様な主体が連携・協働する仕組みを構築するとともに、ネットワークを強化します。
- ▶ 他の目的で展開されているネットワークと自殺対策を結びつけ、更なる連携の強化を図ります。

1 庁内における連携・ネットワークの強化

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための会議を開催します。	健康推進課
複雑化、複合化する自殺の要因に対応するための相談支援体制や相談機能を充実させます。	地域共生社会推進室
関連計画における事業の方向性や目標値をあわせることで、施策や事業の連携促進を図ります。	障害福祉課、こども課、教育総務課、産業振興課、高齢介護課、人権・市民生活課、危機管理課、健康推進課

2 多様な主体との連携・ネットワークの強化

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
関係機関・団体等と情報を共有し、緊密な連携を図り、全市的な計画の推進を図ります。	健康推進課
人と人、人と居場所等をつなぎ合わせ、地域の交流の機会をつくります。	日本赤十字広島看護大学、廿日市市社会福祉協議会、地域共生社会推進室

取組の方向性2 自殺対策を支える人材の育成

- ▶ さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に早い段階で気づき、対応できる人材を育成します。

1 市民を対象とする研修等

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
研修や講座等を通じて、地域での支え手の育成や見守り体制の強化を図ります。	健康推進課、廿日市市社会福祉協議会

2 さまざまな職種を対象とする研修

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
職員研修に自殺対策に関する研修を取り入れることで理解を深め、自殺予防の視点を持ちながら業務に当たることができる市職員を育成します。	人事課、健康推進課
精神保健福祉関係者を対象とした研修会を実施します。	広島県西部保健所
かかりつけ医と精神科医の連携を推進するための研修会を実施します。	広島県西部保健所

取組の方向性3 住民への啓発と周知

- ▶ 自殺は誰にでも起こりうる危機という認識を広めるとともに、危機に陥ったときは助けを求めることができるよう、普及啓発を行います。
- ▶ 自殺に関連する正しい知識や自殺対策の取組の周知を行います。

1 啓発資材を用いた周知啓発

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
悩みごとに関する相談先をまとめた相談窓口カードの配布や設置を行い、相談窓口の周知を図ります。	健康推進課
リーフレットの配布やポスターの掲示等を行い、自殺対策に関する正しい情報を周知します。	障害福祉課、子育て応援室、各支所、各図書館、広島県西部保健所、健康推進課

2 市民向けの講演会の実施

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
こころの健康づくりや自殺に関連する講演会等を実施します。	各支所、健康推進課
うつ病等の精神障がいに関する理解やこころの健康につながる講座を実施します。	障害福祉課

3 メディアを活用した情報発信

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
自殺対策関連の情報を発信・掲載します。	健康推進課

取組の方向性4 自殺未遂者や遺された人への支援

- ▶ 自殺未遂者の抱えているさまざまな問題を解決するためのアプローチを行います。
- ▶ 遺された人が自分らしく生きることができるよう、支援を行います。

1 自殺未遂者への支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
死にたい思いにとらわれた人の支援を話し合う場に弁護士を派遣し、法的なアドバイスを行います。	広島弁護士会

2 遺された人への支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
大切な人を自死により亡くした人がともにわかちあえる場を設けます。	広島県立総合精神保健福祉センター

取組の方向性5 こども・若者のいのちを守る取組の推進



- ▶ こどもが安心して過ごすことができ、助けの声を出しやすい環境を整えるとともに、大人がその声に気づき、受け止められる体制を構築します。

1 児童生徒学生への教育の推進

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
こども同士の関わりを意図的に設定し、認め合える集団づくりを通して、こどもの自己有用感を高めます。	学校教育課
さまざまな機会を通じて、困難やストレスに直面した児童生徒が大人に助けの声をあげられることを目標とし、学校の教育活動として位置づけ、取組を実施します。	学校教育課
インターネット及びSNSの適正利用のための知識やルール、インターネット特有の危険性等について、児童生徒への指導や保護者への啓発に関係機関と連携しながら取り組みます。	学校教育課

2 安心できる環境づくり

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
いじめ防止対策の推進や早期発見、未然防止のための取組を実施します。	学校教育課
学校に行きにくいこどもに心安らぐ居場所を提供します。	学校教育課、廿日市市社会福祉協議会

3 相談・支援体制の充実

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
自殺やメンタルヘルスに関する知識の普及、教育現場での支援方法の習得や教職員自身のメンタルヘルスを維持するための研修を開催します。	学校教育課、日本赤十字広島看護大学、健康推進課
困りごとや悩みを家庭や学校以外にも発信・相談できる取組を行います。	生涯学習課、廿日市人権擁護委員協議会
相談事業を通じて、課題を抱える児童生徒に対して、各関係機関と連携した包括的な支援を行います。	学校教育課
自殺につながるおそれのあるハイリスクの児童生徒を支援するとともに、悩みを早期発見できるような身近な存在となるスタッフを配置します。	学校教育課
児童虐待に関する相談対応や予防、再発防止に取り組みます。	子育て応援室

取組の方向性6 働く世代への支援



- ▶ 心身の健康を保ちながら仕事に取り組むことができる環境を整えます。

1 メンタルヘルス対策の推進

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
産業経済団体と協働し、メンタルヘルスに関する周知啓発を行います。	産業振興課、健康推進課
ワークライフバランスや働き方改革に取り組む事業者を支援します。	産業振興課
事業所からのメンタルヘルスに関する相談に応じます。	佐伯地域産業保健センター

取組の方向性7 高齢者特有の課題を踏まえた自殺対策の推進

- ▶ 健康、医療、介護、生活等に関するさまざまな関係機関や団体等が連携し、生きることの包括的な支援体制を推進します。
- ▶ 閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえた支援を行います。

1 包括的な支援体制の推進

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
高齢者個人の支援の充実とそれを支える地域のネットワークづくり等を進めます。	地域包括支援センター
顔の見える小地域で取り組む見守り活動を推進します。	廿日市市社会福祉協議会
認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人を地域で見守り、支え合う意識を高めます。	高齢介護課、廿日市市社会福祉協議会
高齢者の身近な存在である支援者等に見守りやサポートに関する研修を実施します。	健康推進課、健康福祉総務課

2 介護者の支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
介護者のさまざまな相談に応じます。	地域包括支援センター
認知症の人を介護する家族の支援を行う支援員を養成・派遣します。	高齢介護課

3 高齢者の健康不安に対する支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
医療、介護、保健福祉等のさまざまな相談に応じます。	地域包括支援センター
保健医療の専門職が生活機能向上等を目的とした訪問による短期集中的な支援を行います。	高齢介護課
高齢者サロンや通いの場などに専門職が出向いて、健康教育や健康相談を通して健康不安に対する支援を行います。	高齢介護課、地域包括支援センター、廿日市市五師士会
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、高齢者の健康課題に応じた生活習慣病対策やフレイル予防を行います。	地域共生社会推進室
訪問や相談を通じて、認知症や認知症が疑われる人またはその家族を支援します。	高齢介護課、地域包括支援センター

4 社会参加の推進と孤独・孤立の予防

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
民生委員・児童委員が高齢者の見守りや相談に対応し、必要に応じて関係機関につながります。	民生委員児童委員協議会
老人クラブ活動や老人クラブ加入のきっかけづくり等を支援することで孤独・孤立化を避け社会参加を促進します。	高齢介護課 廿日市老人クラブ連合会
社会参加の場として通いの場等を支援し、地域での見守りや孤立防止につながります。	高齢介護課、廿日市市社会福祉協議会、地域振興課
ボランティア活動を通じた社会参加を推進します。	高齢介護課

取組の方向性 8 生活困窮者支援と自殺対策の連動

- ▶ 困難を抱える生活困窮者が自殺リスクが高い状況にあることを認識し、生活困窮者自立支援制度や多機関ネットワークと連動した対策を推進します。

1 多機関ネットワークに基づく相談支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
それぞれの窓口が連携し、課題を抱えた市民に総合的に対応します。	庁内の各相談窓口
無職者や就労希望者の就労活動を支援します。	広島地域若者サポートステーション、ハローワーク廿日市

2 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
生活保護受給者の課題に応じた相談や支援を行います。	生活福祉課
生活困窮者の相談に関係機関と連携しながら取り組みます。	生活福祉課、はつかいち生活支援センター

取組の方向性 9 その他の世代や分野に応じた取組の推進（孤独・孤立、妊産婦・子育て世代、障がいのある人、依存症関連問題等）

- ▶ 世代や分野に応じた「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組と「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組の双方を通じて、自殺対策を推進します。

1 孤独・孤立を防ぐ取組の推進

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
誰でも来所することができる機会と場を提供します。	各市民センター、各図書館
安心して自由な時間を過ごし、元気を取り戻してもらうことを目的に、同じ悩みをもつ人たちの交流の場を設けます。	廿日市市社会福祉協議会
一人ひとりに応じた社会とのつながりの回復に向けたサポートをします。	地域共生社会推進室 廿日市市社会福祉協議会
相談支援や訪問支援、関係機関との連携を通じて孤立を防ぎ、安心して地域で過ごせるよう支援を行います。	廿日市市社会福祉協議会（はつかいちひきこもり支援ステーション「はつステ」） 地域共生社会推進室

2 妊産婦・子育てをしている保護者への支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
妊娠期から子育て期まで面談等の機会を通じて、切れ目のない支援体制を構築します。	子育て応援室（各ネウボラ）、産前産後サポートセンター
産後うつ病の予防及び回復や育児不安の軽減のため必要な支援を行います。	子育て応援室（各ネウボラ）、産前産後サポートセンター
産後うつ病のおそれがある人を早期に発見し、必要な支援を行います。	子育て応援室（各ネウボラ）
子育てに関する情報の提供や乳児及び保護者の様子を把握し、必要に応じて支援につなぎます。	子育て応援室（各ネウボラ）、母子保健推進員
乳幼児健診未受診者を訪問し、受診勧奨や虐待防止のための見守りを行います。	子育て応援室（各ネウボラ）
育児不安の軽減や解消のため、保護者が集い、交流できる場を提供します。	各市民センター、子育て支援センター

3 障がいのある人への支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
関係機関と連携しながら障がい者虐待に関する相談対応や予防、再発防止に取り組みます。	障害福祉課、きらりあ
障がいや心の健康に関する相談に応じます。	障害福祉課、きらりあ、広島県西部保健所

4 アルコール・薬物関連問題を抱える人や家族への支援

具体的取組	主体となる課及び機関・団体
お酒に悩む人たちが集まり、断酒の継続を目的とした活動を行います。	広島断酒ふたば会
飲酒状況を把握し、保健指導を行います。	健康推進課
飲酒量やアルコールによる健康への影響について普及啓発を行います。	健康推進課
薬物（大麻、覚醒剤、危険ドラッグのほか、処方薬や市販薬等を含む）の乱用や依存に関連する問題についての相談支援や啓発を行います。	広島県西部保健所 広島県立総合精神保健福祉センター

【5】 取組の評価

自殺総合対策大綱に基づき、令和12(2030)年度の目標値は、第2次計画で示した目標値を引き継ぎ、令和5(2023)年度の12.1^{※1}から自殺死亡率を15%以上減少させることを目指します。

自殺死亡率 (過去5年平均)	第2次計画策定時 (令和5年度)	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
	12.1 ^{※1}	13.4 ^{※2}	10.3 ^{※3}

※1 平成30年～令和4年の自殺死亡率の平均

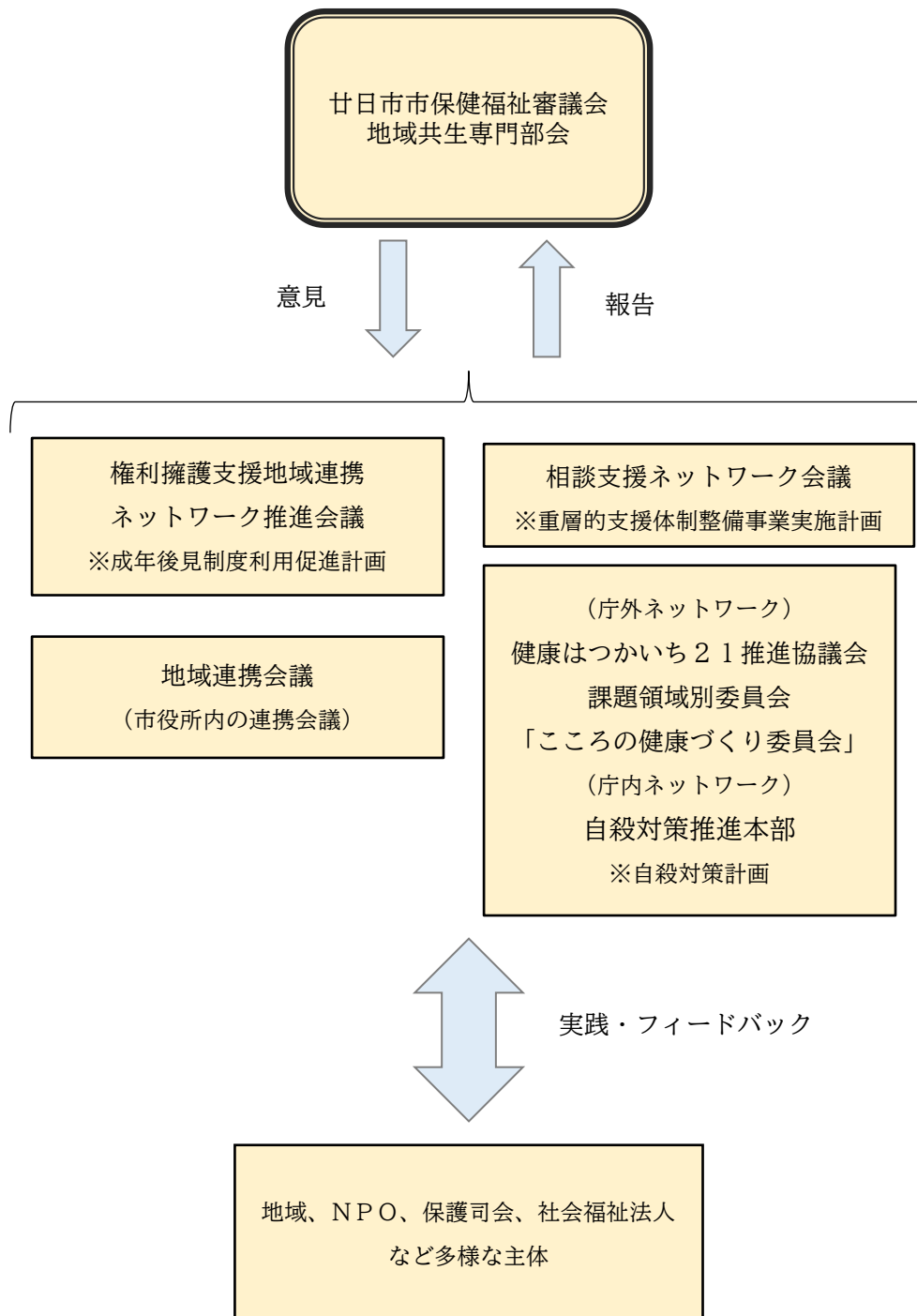
※2 令和2年～令和6年の自殺死亡率の平均

※3 令和7年～令和11年の自殺死亡率の平均

第9章 計画の推進

【1】 推進体制

市役所内及び廿日市市社会福祉協議会ほか関係団体が参加する各会議において、本計画の進捗状況を確認し、廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会で進捗報告、意見を伺いながら、評価、改善を行います。



【2】 計画の進行管理

「基本目標」や「行動目標」の進捗状況や達成度合いについて、目指す姿にどれだけ近づけたかは、第3期計画において設定した「評価の視点」「成果指標」を引き継ぎます。

また「はつかいち未来ビジョン2035前期基本計画（廿日市市総合計画）」において、施策評価を行うこととしており、施策の一つである「つながりで支える地域福祉」の評価と兼ねることとし、廿日市市まちづくり市民アンケート調査の数値を参考に検証します。

基本目標1 つながりと支え合いの意識づくり

- ・ 評価の視点1：社会的役割や、有用感、生きがいが増したか
- ・ 評価の視点5：新たな地域福祉活動のプログラムが広がったか

基本目標2 つながりと支え合いを育む仕組みづくり

- ・ 評価の視点2：生活空間（外出先、頻度など）の広がりがみられたか
- ・ 評価の視点4：幅広い世代や新たなメンバーなど、地域福祉活動への参加に対する広がりがみられたか

基本目標3 多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり

- ・ 評価の視点3：人とのつながり、支え合いや助け合いの広がりがみられたか
- ・ 評価の視点6：新たな活動主体（団体）のかかわりが増えたか

基本目標4 安全で安心して暮らせるまちづくり

- ・ 評価の視点7：地域で暮らす安心感や自信、気持ちの高まりがみられたか

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
普段の生活の中で地域の助け合いができていると思う市民の割合（第3期計画から継承）	42.6%	50.0%
日常生活の中で、困りごとを相談できる相手がいると答えた市民の割合（第3期計画から継承）	80.9%	90.0%
困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合 （はつかいち未来ビジョン2035前期基本計画（廿日市市総合計画）施策2-1「つながりで支える地域福祉」の指標）	56.2%	60.0%

【1】 用語集 *

ページ	用語	解説
2	8050 問題	長期間のひきこもりなどにより、50 歳代前後のこどもを、80 歳代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題のこと
2	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと
2、41	ケアラー	家族など、援助が必要な人を無償で介護・世話しており、仕事や学業など生活が制限されたり、社会との関わりが少なくなることで孤独・孤立を抱えている人のこと。こどもや若者の介護者は、ヤングケアラーと言う。
3	D X（デジタルトランスフォーメーション）	企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること
3、13、16、33	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人など、災害時に自力で避難することが困難であり、避難するにあたって特に支援が必要な人のこと
6、7、9 ほか	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、日常生活等において不利益を被らないよう、本人の権利と財産を守り、本人を支援する制度のこと
6、9、10 ほか	権利擁護	人間としての権利を保障することで、高齢者や障がいのある人など弱い立場にある人々の意思が尊重され、人権侵害（財産侵害や虐待など）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うこと
6、19、50 ほか	更生支援	犯罪や非行をした人が、再犯にいたることなく、住まい・仕事・人とのつながりを確保しながら地域で自立した生活を送れるよう、関係機関などが連携して行う支援のこと
6	包摂的支援	多様性を尊重し、すべての人が平等に受け入れられる支援のこと
11、24	L G B T Q +	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィアなど、性の多様性を表す総称のこと

ページ	用語	解説
11	「やさしい日本語」	難しい言葉を言い換える、一文を短くするなど、相手に伝わりやすいよう配慮したわかりやすい日本語のこと
13、34、35、90	個別避難計画	災害時に避難行動要支援者が安全かつ円滑に避難できるよう、本人の状況に応じて「いつ」「どこに」「だれと」「どうやって」避難するかをあらかじめ決めておく計画のこと
15、16	包括連携協定	多様な主体と協働により、地域福祉の推進するために、企業・事業所と締結する協定のこと
16、34、35	自主防災組織	災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと
35	福祉避難所	高齢者や障がいのある人、妊産婦などのうち、一般の避難所では生活に支障を来す恐れがある人を受け入れる、特別な配慮がなされた施設のこと
38、41、86	アウトリーチ	必要な助けが届いていない人に支援機関などの側からアプローチして支援を行なうこと
38、59	つなぐシート	相談まるごとサポートデスクや関係機関などで受け止めた相談を他の機関などにつなげる必要がある場合に、連携や引き継ぎを効率的に行うためのツールのこと
39	フィールドマネジャー（FM）	所属する分野（フィールド）での課題を発端に、関係部署や関係機関との調整を日常的に行い、マネジメントの役割を担う関係部署等の係長級相当の職員のこと
44	生活支援コーディネーター（SC）	地域の支え合いの仕組みづくりをコーディネートする人のこと
50、52、53 ほか	保護司	犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間ボランティアのこと
60、62、63	ゲートキーパー	悩んでいる人に気付き、声をかけ、必要な支援につなげて、見守る人のこと
61	デジタルサイネージ	電子的な表示装置を用いて情報を伝達する看板のようなシステムのこと

【2】 計画策定過程

実施日	内容
令和7年5月15日	第1回 相談支援ネットワーク会議（全体回） ・ 重層的支援体制整備事業の振り返り
令和7年6月5日	第1回 保健福祉審議会 地域共生専門部会 ・ 第3期廿日市地域福祉計画の振り返り ・ 意見交換
令和7年6月5日	第1回 廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議 ・ 成年後見制度利用促進計画の振り返り ・ 意見交換
令和7年7月24日	地域連携会議（庁内会議）職員ワーキング ・ 第3期地域福祉計画の振り返り ・ 地域共生社会の実現に向けて
令和7年8月5日	ひきこもり家族会へのヒアリング調査
令和7年8月5日	第1回 健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」 ・ 廿日市市自殺対策計画（第2次）進捗状況と評価について ・ 廿日市市自殺対策計画（第3次）の骨子案について
令和7年8月15日	保健福祉審議会 地域共生専門部会（書面） ・ 第4期廿日市市地域福祉計画骨子案について
令和7年8月20日	地域福祉に関するグループインタビュー調査（座談会） ・ 廿日市市内在住の高校生へのインタビュー調査
令和7年8月21日	地域福祉に関するグループインタビュー調査（座談会） ・ 廿日市市内の福祉活動団体（10団体）へのインタビュー調査
令和7年9月18日	第3回 相談支援ネットワーク会議 ・ 重層的支援体制整備事業骨子案の検討
令和7年10月6日	令和7年度廿日市市自殺対策推進本部会議 ・ 自殺の実態について ・ 廿日市市自殺対策計画（第3次）素案について
令和7年10月9日	第2回 健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」 ・ 廿日市市自殺対策計画（第3次）に係る第4期廿日市市地域福祉計画への包含について ・ 廿日市市自殺対策計画（第3次）素案について
令和7年10月29日	第2回 保健福祉審議会 地域共生専門部会 ・ 第4期廿日市市地域福祉計画素案の検討 ・ これまでの意見がどう反映されているか説明

実施日	内容
令和7年11月13日	第3回 保健福祉審議会 地域共生専門部会 ・ 第4期廿日市地域福祉計画基本理念・基本目標・施策体系について検討 ・ 意見交換
令和7年12月10日	廿日市地区保護司会自主研修会 ・ 第1期再犯防止推進計画の振り返り ・ 第2期再犯防止推進計画について
令和8年1月21日	第4回 保健福祉審議会 地域共生専門部会
令和8年2月10日～ 3月13日	パブリックコメント
令和8年3月17日	第5回 保健福祉審議会 地域共生専門部会
令和8年3月19日	第6回 相談支援ネットワーク会議
令和8年3月25日	第1回 保健福祉審議会へ諮問

【3】 グループインタビュー結果

■ グループインタビューの目的

「第4期地域福祉計画」の策定に当たって、地域のさまざまなライフステージの方々に、普段の生活状況や福祉に関する意見、福祉に関する思い等について生の声を聴き、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

グループインタビューとは、座談会形式の小集団面接調査のことであり、1グループ4～6名程度の方が会場でグループになり、司会者の進行によってさまざまな意見や思いを聞き取りする手法のことです。

インタビュー調査の概要

① 高校生グループ

対象者：廿日市市内に在住している高校生 4名
開催日時：令和7年8月20日（水）10：00～
開催場所：廿日市市役所



② 関係団体グループ1

対象者：廿日市市内に在住している市民 6名
参加団体：立哨ボランティア、こども食堂（TOMO）、プログレツソ（廿日市九条ねぎ農家）、廿日市市国際交流協会、オムニバス・ロースターズトーキョー、廿日市商工会議所
開催日時：令和7年8月21日（木）13：30～
開催場所：山崎本社 みんなのあいプラザ

③ 関係団体グループ2

対象者：廿日市市内に在住している市民 5名
参加団体：廿日市市教育委員会（養護教諭）、民生委員・児童委員、NPOあさはら、廿日市市社会福祉協議会
開催日時：令和7年8月21日（木）19：00～
開催場所：山崎本社 みんなのあいプラザ

■ 主な聞き取り内容

- ① 福祉のまちづくりに向けて「自分たちでできること」
- ② 福祉のまちづくりに向けて「地域の人たちと協力してできること」
- ③ 福祉のまちづくりに向けて「行政（廿日市市）に手伝ってほしいこと」

	高校生グループ	関係団体グループ
①自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の趣味や日常生活から自然につながる小さな実践（ごみ拾い、声掛け等）はできる。 ・ 小さな福祉的活動が生まれているが、それを地域全体で共有する仕組みが弱い。 ・ 高齢者や障がいのある人、外国人住民との関わりが想像しにくい。 ・ 「程よい距離感」を確保できないと、ボランティア活動などに参加しづらい。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の理解と市民参加について、福祉が日常生活の中で身近に感じられない。 ・ 身近な体験から福祉への関心を広げる仕組みや働き世代も参加しやすい形を整える必要性がある。 ・ P T Aや子ども会を通じた参加が推奨されているものの、主体的な参加につながりにくい。 ・ 地域でのつながりにおいて「助けて」と言うための、頼れる関係づくりが不足している。 など
②地域の人たちと協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代交流やイベントについて、スポーツ大会やフリーマーケットなど世代を超えて楽しめる活動ができたらしい。 ・ ボランティアや地域活動に、関心はあるが経験がなく、参加方法が分からない。 ・ 地域全体で気楽に交流できる「場」（寺子屋的な居場所）があるといい。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の「カフェ」や「農業」などの就労体験の場をつくっている。 ・ 外国人住民が地域に増えてきても、日常的な接点が乏しく、交流や支援の入口が増えたらいい。 ・ Z o o mの活用やデジタルサロンによる「見守られている感覚」を実現する仕組みができたらしい。 ・ イベント（料理教室など）で交流は広がるが、継続性が弱い。 など
③行政（廿日市市）に手伝ってほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者に地域福祉活動に関する情報が届きにくいので、若者目線の情報発信（SNS、ショート動画、Instagramなど）や、ボランティアやイベントをつなぐリーダーの紹介、育成について考えてほしい。 ・ 流行や日常的に触れる媒体を生かした発信をしてほしい。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地域や他団体との横のつながりは「緩やかな連携」ととどまり、持続的な仕組みづくりには不十分 ・ ボランティアや地域活動への参加者の裾野を広げる必要がある。 ・ ボランティア活動自体は多いが、情報不足で、参加希望者が実際の参加につながらない状況がある。 ・ 依存と自立のバランスが難しく、支援に頼りつつ、最終的に自立を目指す仕組みが必要 ・ 行政の情報が十分に伝わっていない。 など

【4】 各協議体等の結果報告

1 各協議体等の結果報告

地域福祉計画について

【地域共生専門部会】

○ 第1回地域共生専門部会

- ・ 第3期計画の取組の振り返り

第3期地域福祉計画に掲げた基本目標ごとにグループワークを実施し、第3期計画の取組の振り返り、地域福祉を取り巻く現状や課題について意見交換を行いました。グループワークでの意見を共有する中で、地域における多様性への理解やつながりづくりの取組が進みつつある一方、コロナ禍以降、地域での交流機会が減少している現状が共有されました。また、日常的な関わりを基盤とした地域づくりの重要性や孤立しがちな人の困りごとを早期に支援につなぐ仕組みの必要性が確認されました。あわせて、防災や見守りにおける担い手不足や多様な主体との連携のあり方が今後の課題として整理されました。



○ 第2回地域共生専門部会

- ・ 第4期地域福祉計画の骨子案の検討

第4期地域福祉計画の骨子案について説明を行い、市民にとって分かりやすい構成や表現とすることや計画全体の考え方や位置づけを明確に示すこと、また、関連計画との関係や相談支援体制を支える人材育成の視点についても意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、計画の分かりやすさと実効性を意識しながら、内容の修正・具体化を進めていくことを確認しました。



○ 第3回地域共生専門部会

- ・ 第4期地域福祉計画の骨子案の確認

第4期地域福祉計画の基本理念、基本目標及び施策体系について説明を行い、計画の骨格となる考え方や方向性について検討を行いました。基本理念に掲げる「つながり」や「多様な選択」の考え方などについて意見が交わされ、関連計画を包含する計画構成とすることの意義について共有し、共通認識を図りました。



地域福祉計画について

○ 第4回地域共生専門部会

・ 第4期地域福祉計画の素案の確認

第4期地域福祉計画の素案について説明を行い、内容について意見交換を行いました。

これまでの地域共生専門部会での議論や市民対話などから寄せられた意見の反映状況やそれぞれの関連計画の内容について、共有しました。

実効性のある素案になっているか確認するとともに、計画策定後の計画の周知方法について、誰をターゲットに周知していくかなどを意識しながら、取り組んでいくことの重要性を確認しました。



○ 第5回地域共生専門部会

・ 第4期地域福祉計画の最終案の確認

【 ひきこもりの家族会 】

ひきこもり状態にある本人の家族から、これまでの経過や本人との関わり方について話を伺う中で、家族を含めた支援体制についてご意見をいただきました。主な声として、ひきこもりの状態が長期化する中で、本人との関わり方や距離感、将来や生活の見通しに関する大きな不安、ひきこもりに関する相談窓口の周知不足などがあがりました。

こうした声を踏まえ、学びの機会の充実や家族同士が交流できる場を充実していく必要性を確認しました。あわせて、必要な情報が確実に届くよう、情報の発信を強化することを参加者間で共有しました。

【 地域連携会議（庁内会議） 】

地域づくりに密接に関わる庁内各課の組織の連携を図り、地域づくりの推進に向けた取組を提案するとともに、課題解決及び情報共有を行うための会議である「地域連携会議」において、第4期地域福祉計画の策定にあたって「地域共生社会の実現に向けて」というテーマで、地域福祉の推進に向けて、意見交換を行いました。

住民一人ひとりの取組や地域での取組、行政での取組について、できていることや課題、これから取り組んでいくことについて、さまざまな意見を出し合いました。

重層的支援体制整備事業実施計画について

【 相談支援ネットワーク会議 】

○ 相談支援ネットワーク会議全体会

・ 重層的支援体制整備事業の趣旨や取組状況の共有
地域共生社会の実現に向けた考え方や重層事業の内容について説明を行い、共通理解を図りました。あわせて本市における重層的支援体制整備事業の取組状況を共有し、意見交換を実施しました。

関係課・支援関係機関間のつながりが生まれたことで、相談のしやすさが向上したなどの意見があげられるとともに、個別の困りごとを地域課題として捉え、取組につなげていくことが難しいといった意見があがり、今後の検討に向けた課題を把握しました。



○ 第3回相談支援ネットワーク会議

・ 重層的支援体制整備事業実施計画の骨子案の検討
重層的支援体制整備事業の制度創設の背景及び本市の取組の特徴について説明を行いました。

また、重層的支援体制整備事業実施計画の骨子案をもとに包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチの取組状況や課題について意見交換を行い、今後の相談支援体制の実効性を高めていくための方向性を整理しました。



○ 第6回相談支援ネットワーク会議

・ 重層的支援体制整備事業実施計画の最終案の確認

成年後見制度利用促進計画について

【 第1回権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議 】

第3期地域福祉計画（第7章 廿日市市成年後見制度利用促進計画）の振り返りを行いました。

金融機関との連携強化や周知活動を充実させることの必要性などについて意見がありました。特に、金融機関における成年後見制度の理解促進や本人や家族の金銭管理に関する課題、預託のシステム、成年後見制度の申し立て費用の助成制度の必要性について意見交換を行いました。

再犯防止推進計画について

【 保護司会研修会 】

保護司会の研修会にて、廿日市市犯罪被害者等支援条例と第3期地域福祉計画（第8章 廿日市市再犯防止推進計画）の説明を行い、第4期地域福祉計画策定に向けて、再犯防止や更生支援について意見交換を行いました。

犯罪被害者への配慮と罪を犯してしまった人への更生支援、再犯させないための取組について、できていることや課題、これから取り組んでいくことについて、さまざまな意見を出し合いました。



自殺対策計画について

○ 第1回健康はつかいち21推進協議会

「こころの健康づくり委員会」

廿日市市自殺対策計画（第2次）の進捗状況の確認と評価を行いました。それらの評価や全国及び本市の状況と課題を踏まえて、廿日市市自殺対策計画（第3次）の骨子案について意見を出し合い、方向性を整理しました。



○ 第2回健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」

廿日市市自殺対策計画（第3次）素案について、より具体的な取組内容などについて意見交換を行いました。また、地域福祉計画への包含について共有し、第4期地域福祉計画と廿日市市自殺対策計画（第3次）との整合性を図りました。

【 廿日市市自殺対策推進本部 】

庁内横断的な体制において、廿日市市自殺対策計画（第3次）素案についての検討を行いました。また、全庁的に自殺対策を推進し、より効果的に施策展開できるよう協議や意見交換を行いました。

2 今後の地域福祉の推進に向けての貴重な意見

計画の策定のために開催した保健福祉審議会地域共生専門部会やグループインタビュー、関係団体へのヒアリング調査等では多くの意見をいただきました。

いただいた意見は今後の本市の地域福祉の推進をしていくための貴重な意見として、4つの「基本目標」ごとにまとめています。

基本目標1 つながりと支え合いの意識づくり

行動目標1

多様性を尊重する意識を高めます

- ・ 多様性の理解を深める必要がある。
- ・ 高齢者や障がいのある人、外国人住民との関わりが作れるよう、垣根のない集まれる場があればいい。
- ・ 理解や接点づくりを支援する仕掛けが不足している。
- ・ 障がいのある人の「カフェ」や「農業」などの就労体験の場を提供している。今後はもっと広がりができればいい。
- ・ 料理教室などのイベントで国際交流をしている。

行動目標2

福祉を学ぶ場を充実させます

- ・ 小中学校・高校での福祉を学ぶ機会があればいい。
- ・ 福祉に関する講演会をしてほしい。
- ・ 福祉に関する情報が不足しているため、SNSなどを活用した情報発信も必要
- ・ 身近な体験や関心から入れる仕組みがあればいい。
- ・ 障がいのある人の福祉サービスや就労の仕組みが市民には分かりにくいいため、理解をしてもらえるような方策が必要
- ・ デジタルの活用と対面交流のバランスが必要

基本目標2 つながりと支え合いを育む仕組みづくり

行動目標3

世代を超えた交流の機会を充実させます

- ・ 小学生が高齢者のデイサービスに参加するということがあり、多世代で交流している。
- ・ 垣根のない、ごちゃまぜの集まりの場があればいい。
- ・ 多世代で考える、意見する場の創出ができればいい。
- ・ 担い手の確保、行事の後継者の育成
- ・ 「強制的ではない」地域との関わり方「程よい距離感」で活動に参加したい。
- ・ こども食堂で地域のつながりづくりをしている。今後は地域全体にも浸透したらいい。

行動目標4

市民がお互いに支え合う関係をつくります

- ・ 単身の高齢者の安否確認を兼ねて、地域食堂、ふれあい弁当を実施している。
- ・ 独居、身寄りのない人への対応が今後さらに必要になってくる。
- ・ 困りごとを地域で共有できるようになったらいい。
- ・ 支え合いのイメージを共有できたらいい。
- ・ 自分事として考えてもらうような声掛け
- ・ つながりを作る場づくりの企画や設定が住民に伝わっていない。
- ・ 若年性認知症の方の居場所があればいい。

行動目標5

誰もが地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくります

- ・ 一人暮らし高齢者が日常的に行ける場所があればいい。
- ・ 地域の人が気軽に集まれる場や機会の創出が必要
- ・ 地域の人々の結びつきを深めるため助け合いや交流活動の情報提供
- ・ 働き世代は地域福祉に関わる余裕が少ないため、裾野を広げる方策が必要

基本目標3 多様な選択肢を生み出し、個々に寄り添った仕組みづくり

行動目標6

誰一人取り残さない支援を充実させます

- ・ 相談機能の強化（外国人を含め）
- ・ インフォーマルな仕組みづくり
- ・ 体調面、精神面で一歩踏み出すことが難しい状況にある人が地域と関わりながら社会と接点を持つための支援
- ・ 支援者（職員）が疲弊しないような体制を整える必要がある。
- ・ 自助・互助・公助それぞれのバランスを維持しながら、自立支援の仕組みが機能できたらいい。

行動目標8

多様な主体との連携を進めます

- ・ 地域の福祉施設同士の交流があればいい。
- ・ 福祉分野以外を含む関係性の構築、異業種交流では具体的な方向性を示せばいい（参加のメリット、地域課題の共有など）。
- ・ 他団体とのつなぎ役の明確化が必要
- ・ 外国人住民への支援は、地域での接点が限られているため、地域との入り口が増えたらいい。

行動目標7

暮らしを支えるさまざまな社会資源を創り出します

- ・ ひきこもりの人に情報が届きやすくなるとうい。
- ・ プラットフォームの設置は有効
- ・ 民間企業との協働の推進ができたらいい。
- ・ どのような社会資源が必要とされているのかを客観的に評価できること
- ・ 個別ケースと地域資源のマッチング
- ・ さまざまな活動は行われているが、初めの一歩を後押しする仕組みや魅力を生み出し、多様な人材の活躍を引き出せばいい。
- ・ 障がいのある人の社会参画につながる居場所が少なく、仕事以外の支えとなるネットワークを築きにくい。

基本目標4 安全で安心して暮らせるまちづくり

行動目標9

市民の大切な権利を守ります

- ・ 認知症の人が社会に参加できるように支援する必要がある。
- ・ 成年後見制度の内容が難しいので、正しい理解につなげる方法を考える必要がある。
- ・ 福祉や司法、金融機関などとの連携を強化し、役割やできることを理解しあう必要がある。

行動目標10

暮らしと命をつなぐで守ります

- ・ 個別避難計画の必要性を感じていない人への普及啓発が必要
- ・ 医療ケア児・者に対する災害への備えに対する取組が必要
- ・ 個別避難計画の作成を進める必要がある。
- ・ 地域の協力関係の構築と人と人とのつながり。

【5】 パブリックコメントの概要

1 募集期間

令和8年2月10日（火）から3月13日（金）まで

2 公表場所

廿日市市公式ホームページ

山崎本社 みんなのあいプラザ3階 健康福祉総務課

廿日市市役所2階 行政資料室

廿日市市各支所情報公開コーナー

3 寄せられた意見

16件（1通）

【6】 保健福祉審議会 地域共生専門部会

1 廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市保健福祉審議会条例（昭和60年条例第8号）第7条第1項及び廿日市市保健福祉審議会専門部会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき設置する「地域共生専門部会」（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 要綱第2条第1号に規定する専門事項に関連する計画（次号において同じ。）の策定及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 計画の評価、見直し等に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの総合的な整備に関すること。
- (4) 多様な機関の連携強化と地域のネットワークの構築に関すること。
- (5) 地域課題の検討及び対応に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域共生社会の推進に関する事項のうち、廿日市市保健福祉審議会の会長が必要と認める事項を調査審議すること。

(任期)

第3条 部会委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開等)

第4条 会議は、公開とする。ただし、部会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずること等必要な措置をとることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 委員名簿

氏名	所属等	備考
井上 智雄	廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ	
金子 貴文	廿日市市介護支援専門員連絡協議会	
河口 幸貴	河口社会福祉士事務所	
川本 義弘	社会福祉法人くさのみ福祉会	
齋藤 勝也	生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会	
重信 均	生活協同組合ひろしま	
高見 重喜	廿日市市民生委員児童委員協議会	
太原 牧絵	広島文教大学	
手島 洋	県立広島大学	部会長
日野 真裕美	広島弁護士会	
藤原 みどり	児童養護施設丸石こどもの家	
宮本 貴昭	はつかいち生活支援センター	
村本 信明	大野第2区	
森川 みか	特定非営利活動法人廿日市市五師士会	
吉本 いづみ	家族介護者の会「リフレッシュクラブ」	

【7】 令和6年度まちづくり市民アンケートの調査結果

「令和6年度まちづくり市民アンケート」における設問のうち、地域福祉に関する項目を抜粋し、廿日市市の地域福祉推進に関する現状を把握するため掲載します。

① まちづくり市民アンケートの概要

■ 調査対象者

令和7年1月1日現在廿日市市に在住する満18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

■ 調査方法

配布は郵送法で行い、回収は郵送法およびインターネット

■ 調査期間

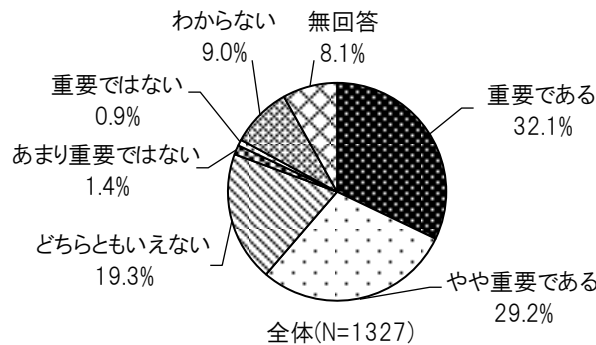
令和7年1月10日～1月31日

■ 回収結果

配布数3,000票のうち、有効回収票は1,327票（有効回収率44.2%）

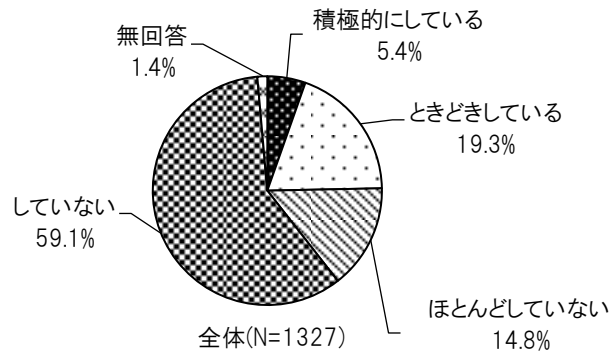
② 結果

問① 地域福祉体制の確立など地域でお互いに支えあう体制づくりの重要度



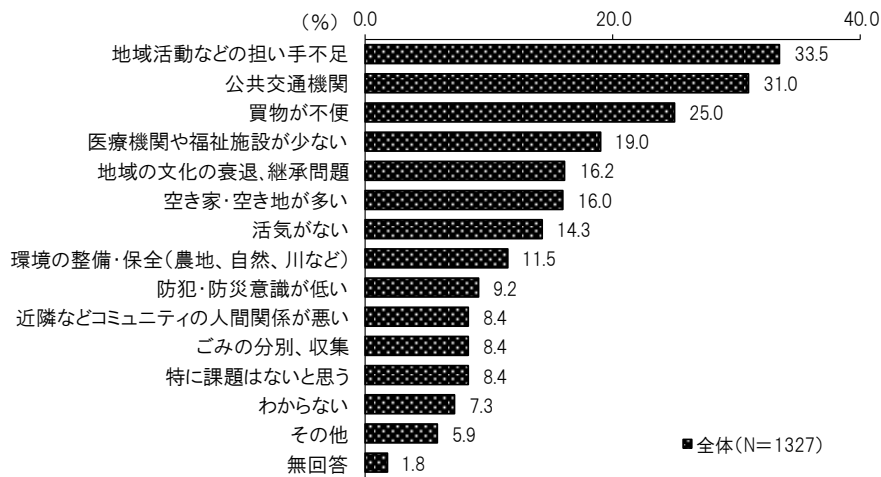
地域福祉体制の確立など地域でお互いに支え合う体制づくりの重要度については「重要である」（32.1%）と「やや重要である」（29.2%）を合わせると6割台（61.3%）を占めています。

問② あなたは、地域の高齢者のサロン、子どもや高齢者の見守り、地域・PTA・子ども会などの役員など、地域の支え手としての活動をしていますか。



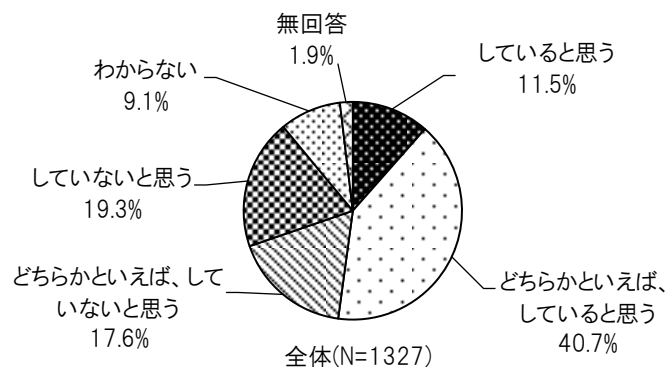
地域の支え手として活動しているかどうかについては「積極的に行っている」(5.4%)と「ときどきしている」(19.3%)を合わせると2割台(24.7%)を占めています。

問③ あなたは、自分が住んでいる地域にどのような課題があると思いますか。3つまで選んでください。



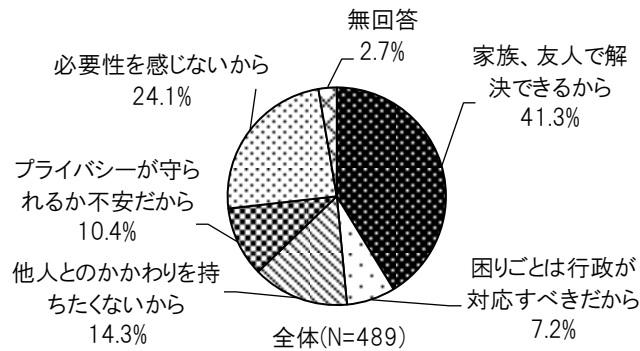
自分が住んでいる地域にどのような課題があるかについては「地域活動などの担い手不足」(33.5%)が最も多く、以下「公共交通機関」(31.0%)「買物が不便」(25.0%)と続きます。

問④ あなたは、普段の生活で近所の人と困ったときに助け合うような付き合いをしていますか。



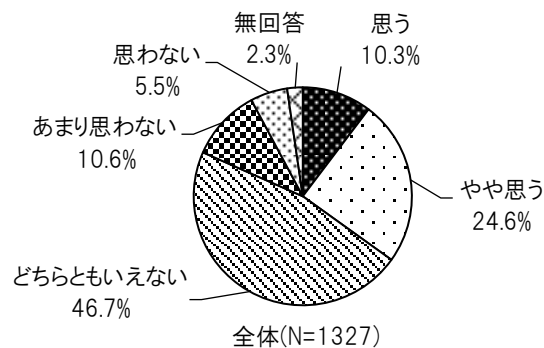
普段の生活の中で困ったときに助け合うような付き合いをしているかどうかについては「していると思う」(11.5%)と「どちらかといえば、していると思う」(40.7%)を合わせると5割台(52.2%)を占めています。

問⑤ 問④で「どちらかといえば、していないと思う」または「していないと思う」と答えた理由をひとつ選んでください。



普段の生活の中で困ったときに助け合うような付き合いをしていないと思う理由については「家族、友人で解決できるから」(41.3%)が最も多く「必要性を感じないから」(24.1%)がそれに次ぎます。

問⑥ あなたは、福祉・介護に関するサービス（高齢者や障がい者に関するサービス）が適正に提供されていると思いますか。



福祉・介護に関するサービスが適正に提供されているかどうかについては「どちらともいえない」(46.7%)が最も多く「思う」(10.3%)と「やや思う」(24.6%)を合わせると3割台(34.9%)を占めています。

第4期廿日市市地域福祉計画

発行年月 令和8（2026）年3月

発 行 廿日市市

編 集 廿日市市 健康福祉部 健康福祉総務課

〒738-8501

広島県廿日市市新宮一丁目13番1号（山崎本社 みんなのあいプラザ）

Tel:0829-30-9150 Fax:0829-20-1611
